

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

目次

第一章	総則(第一条)
第二章	所得税法等の特例(第二条―第十五条の二)
第三章	法人税法等の特例(第十六条―第二十六条)
第四章	相続税法等の特例(第二十七条―第二十九条の七)
第五章	登録免許税法等の特例(第三十条―第三十二条の二)
第六章	消費税法等の特例(第三十三条―第四十一条)
第七章	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例(第四十二条・第四十三条)

附則

(定義)

第一条 省 略

2 省 略

3 第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「棚卸資産」、「事業年度」、「連結事業年度」、「確定申告書」、「連結親法人」、「連結確定申告書」、「中間申告書」、「減価償却資産」、「連結完全支配関係」、「連結法人」、「適格合併」、「合併法人」、「分割承継法人」、「被合併法人」、「適格分割」、「適格現物出資」、「適格現物分配」、「被現物出資法人」、「被現物分配法人」、「分割法人」、「現物出資法人」、「連結子法人」、「連結所得」又は「連結中間申告書」とは、それぞれ法第二条第三項第一号から第九号まで、第十二号から第十四号まで、第十七号、第十九号から第二十二号まで、第二十四号から第二十九号まで又は第三十三号から第三十五号までに規定する人格のない社団等、法人課税信託、棚卸資産、事業年度、連結事業年度、確定申告書、連結親法人、連結確定申告書、中間申告書、減価償却資産、連結完全支配関係、連結法人、適格合併、合併法人、分割承継法人、被合併法人、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、被現物出資法人、被現物分配法人、分割法人、現物出資法人、連結子法人、連結所得又は連結中間申告書をいう。

改正前

目次

第一章	同 上
第二章	所得税法等の特例(第二条―第十五条の三)
第三章	同 上
第四章	同 上
第五章	登録免許税法等の特例(第三十条―第三十二条の四)
第六章	同 上
第七章	同 上

附則

(定義)

第一条 同 上

2 同 上

3 第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「事業年度」、「中間申告書」、「棚卸資産」、「確定申告書」、「還付加算金」、「更正」、「充当」、「減価償却資産」、「連結事業年度」、「連結親法人」、「連結確定申告書」、「連結完全支配関係」、「連結法人」、「適格合併」、「適格分割」、「適格現物出資」、「適格現物分配」、「被合併法人」、「分割法人」、「現物出資法人」、「合併法人」、「分割承継法人」、「被現物出資法人」、「被現物分配法人」、「連結中間申告書」、「連結子法人」又は「連結所得」とは、それぞれ法第二条第三項第一号から第十三号まで、第十四号、第十五号、第十七号から第二十三号まで、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号又は第三十四号から第三十六号までに規定する人格のない社団等、法人課税信託、事業年度、中間申告書、棚卸資産、確定申告書、還付加算金、更正、充当、減価償却資産、連結事業年度、連結親法人、連結確定申告書、連結完全支配関係、連結法人、適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、被合併法人、分割法人、現物出資法人、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人、被

4 省略

(特定復興産業集積区域において機械等を取  
得した場合は特別償却又は所得税額の特別控除)

第十二条の二 省略

2 法第十条第一項に規定する政令で定める要件は、第一号に掲げる要件(同項に規定する建築物整備事業(第一号ハ及び第七項において「建築物整備事業」という。)のうち地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する事業として財務省令で定める事業の用に供する建物及びその附属設備にあつては、第二号に掲げる要件)とする。

一・二 省略

3 省略

4 法第十条第三項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 その事業(法第十条第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。)の用に供した特定機械装置等(同条第一項に規定する特定機械装置等)をいう。以下この項において同じ。)が不動産所得の基因となる資産である場合(第三号に掲げる場合を除く。) 税額控除に関する規定(同条第三項及び第四項の規定並びに税額計算特別規定(所得税法第九十三条、第九十五条、第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の第三項及び第四項、第十条の四の第三項、第十条の五の第一項及び第二項、第十条の五の第三項及び第四項、第十条の五の四の第一項及び第二項、第十条の五の五の第三項、第十条の六の七項から第九項まで、第四十一条第一項、第四十一条の十八の第二項、第四十一条の十八の三の第二項、第四十一条の十八の三の第三項、第四十一条の十九の第二項、第四十一条の十九の三の第一項、第三項及び第五項から第八項まで並びに第四十一条の十九の四の第一項及び第三項の規定をいう。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。)をいう。以下この項において同じ。)を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業

現物分配法人、連結中間申告書、連結子法人又は連結所得をいう。

4 同上

(復興産業集積区域等において機械等を取  
得した場合は特別償却又は所得税額の特別控除)

第十二条の二 同上

2 法第十条第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定める要件は、第一号に掲げる要件(同表の第一号の第三欄に規定する建築物整備事業(第一号ハ及び第七項において「建築物整備事業」という。)のうち地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する事業として財務省令で定める事業の用に供する建物及びその附属設備にあつては、第二号に掲げる要件)とする。

一・二 同上

3 同上

4 同上

一 その事業(法第十条第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。)の用に供した減価償却資産(同条第一項に規定する減価償却資産)をいう。以下この項において同じ。)が不動産所得の基因となる資産である場合(第三号に掲げる場合を除く。) 税額控除に関する規定(同条第三項及び第四項の規定並びに税額計算特別規定(所得税法第九十三条、第九十五条、第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第十条第一項、第三項及び第六項、第十条の第二項、第三項、第十条の三の第三項及び第四項、第十条の四の第三項、第十条の四の第二項、第三項、第十条の五の第一項及び第二項、第十条の五の第二項、第三項及び第四項、第十条の五の第三項及び第四項、第十条の五の四の第一項及び第二項、第十条の五の四の第二項、第四十一条第一項、第四十一条の十八の第二項、第四十一条の十八の三の第二項、第四十一条の十八の三の第三項、第四十一条の十九の第二項、第四十一条の十九の三の第一項、第三項及び第五項から第八項まで並びに第四十一条の十九の四の第一項及び第三項の規定をいう。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。)をいう。以下この項において同じ。)を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所

所得の金額、給与所得の金額（租税特別措置法第四十一条の三の三第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該給与所得の金額からこれらの規定による控除をした残額。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち不動産所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額

二 その事業の用に供した特定機械装置等が事業所得の基因となる資産である場合（次号に掲げる場合を除く。） 税額控除に関する規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額

三 その事業の用に供した特定機械装置等が不動産所得及び事業所得の基因となる資産である場合 税額控除に関する規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額

5・6 省 略

7 個人が、その取得し、又は建設した建物及びその附属設備につき法第十条第一項又は第三項（これらの規定のうち建築物整備事業に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備につきこれらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

8 法第十条第三項又は第四項の規定の適用がある場合における事業所得税額計算特別規定（租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の五第一項及び第二項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の

得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額（租税特別措置法第四十一条の三の三第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該給与所得の金額からこれらの規定による控除をした残額。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち不動産所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額

二 その事業の用に供した減価償却資産が事業所得の基因となる資産である場合（次号に掲げる場合を除く。） 税額控除に関する規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額

三 その事業の用に供した減価償却資産が不動産所得及び事業所得の基因となる資産である場合 税額控除に関する規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額

5・6 同 上

7 個人が、その取得し、又は建設した建物及びその附属設備につき法第十条第一項又は第三項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（建築物整備事業に係る部分に限る。）又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備につきこれらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

8 法第十条第三項又は第四項の規定の適用がある場合における事業所得税額計算特別規定（租税特別措置法第十条第一項、第三項及び第六項、第十条の二第三項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項、第十条の五の二第三項及

五の四第一項及び第二項、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第七項から第九項までの規定をいう。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、租税特別措置法施行令第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条第三項及び第四項の規定を」とする。

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十二条の二の二 法第十条の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域 当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間

二 当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により企業立地促進区域に該当しないこととなる区域 当該提出企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による提出のあった日から当該変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

2 | 法第十条の二第一項の表の第二号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第七十五条の二に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる個人の同法第七十五条の四第一項の規定による報告に係る財務省令で定める書類に記載されたもの（当該報告につき、

び第四項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項及び第二項並びに第十条の五の四の二第三項の規定をいう。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、租税特別措置法施行令第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条第三項及び第四項の規定を」とする。

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十二条の二の二 法第十条の二第一項及び第三項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十三條に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域 当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間

二 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により企業立地促進区域に該当しないこととなる区域 提出企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による提出のあった日から当該変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

当該個人が同号の第四欄に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類の交付を受けた場合における当該記載されたものに限る。）とする。

3| 法第十条の第二第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「計画区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生特別措置法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の提出」という。）があつたことにより新たに計画区域に該当することとなつた区域（次号に掲げる区域を除く。） 当該変更の提出のあつた日から令和八年三月三十一日までの期間

二 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があつたことにより計画区域に該当しないこととなつた区域（以下この項において「除外区域」という。） 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定による提出のあつた日（当該除外区域が他の変更の提出があつたことにより新たに計画区域に該当することとなつた区域である場合には、当該他の変更の提出のあつた日）から当該変更の提出のあつた日までの期間

4| 法第十条の第二第一項の表の第三号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第八十五条の五に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる個人の同法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に記載されたものとする。

8| 7| 6| 5|  
省 省 省 省  
略 略 略 略

5| 4| 3| 2|  
同 同 同 同  
上 上 上 上

(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第十二条の三 法第十条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域(東日本大震災により被害を受けた地域をその区域とする市町村の区域であつて東日本大震災復興特別区域法第三条第一項に規定する復興特別区域基本方針に即して内閣総理大臣が定める区域をいう。次号において同じ。)内に所在する事業所に雇用されていた者

二 省 略

2・3 省 略

4 法第十条の三第一項の規定の適用がある場合における事業所得税額計算特例規定(租税特別措置法第十条の五第一項及び第二項並びに第十条の五の四第一項及び第二項の規定を除く。次条第九項及び第十二条の三の三第六項において同じ。)の適用については、租税特別措置法施行令第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定を」とする。

5 内閣総理大臣は、第一項第一号の規定により区域を定めるときは、これを告示する。

(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第十二条の三の二 法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

2 法第十条の三の二第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第十二条の三 同 上

一 平成二十三年三月十一日において東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域(次号において「特定被災区域」という。)内に所在する事業所に雇用されていた者

二 同 上

2・3 同 上

4 法第十条の三第一項の規定の適用がある場合における事業所得税額計算特例規定(租税特別措置法第十条の五第一項及び第二項並びに第十条の五の四第一項及び第二項の規定を除く。次条第六項及び第十二条の三の三第六項において同じ。)の適用については、租税特別措置法施行令第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定を」とする。

(企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第十二条の三の二

得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3| 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（次項第二号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項及び次項第二号において「企業立地促進区域」という。）の同欄の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間とする。

4| 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に同欄に掲げる個人が福島復興再生特別措置法第二十条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合 当該個人が当該認定を受けた日からその該当しないこととなった日までの期間

二 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更（同欄に掲げる個人の当該認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限る。）があった場合 当該個人が当該認定を受けた日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

5| 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において法第十条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二 省 略

法第十条の三の二第一項に規定する政令で定める対象期間は、同項に規定する提出企業立地促進計画（次項第二号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同条第一項に規定する企業立地促進区域（以下この項及び次項第二号において「企業立地促進区域」という。）の同条第一項の変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間とする。

2| 法第十条の三の二第一項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第十条の三の二第一項に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に同項の個人が福島復興再生特別措置法第二十条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合 当該個人が当該認定を受けた日から当該該当しないこととなった日までの期間

二 法第十条の三の二第一項に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更（同項の個人の当該認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限る。）があった場合 当該個人が当該認定を受けた日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

3| 法第十条の三の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において法第十条の三の二第一項に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二 同 上

6| 法第十条の三の二第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者

7| 平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していた者  
法第十条の三の二第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第十条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に同欄に掲げる個人が福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合 当該個人が当該認定を受けた日からその該当しないこととなった日までの期間

二 法第十条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の変更について同法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があったことにより計画区域（当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域をいう。以下この号において同じ。）の変更（同欄に掲げる個人の当該認定に係る区域が計画区域に該当しないこととなるもの

4| 法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

5| 法第十条の三の二第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。



に限る。)があつた場合 当該個人が当該認定を受けた日から当該提出のあつた日までの期間

8| 法第十条の三の二第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める雇用者は、次に掲げる者とする。

一 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する避難対象雇用者等

二 次に掲げる者(前号に掲げる者を除く。)

イ 平成二十三年三月十一日において福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域(ロにおいて「福島国際研究産業都市区域」という。)の区域内に所在する事業所に勤務していた者

ロ 平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していた者

三 法第十条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる個人の福島復興再生特別措置法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に従つて行う同法第八十四条第一項に規定する新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者として財務省令で定める者(前二号に掲げる者を除く。)

9| 省 略

(所得税の額から控除される特別控除額の特例)

第十二条の四 法第十条の四第一項の規定により租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第五条の七の規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。))第十条第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三の二第三項又は第四項の規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む。)」と、「(同項」とあるのは「(震災特例法第十条の四第一項の規定により読み替えられた法第十条の六第一項」と、同条第二項中「規定にかかわらず」とあるのは「規定(震災特例法第十条第十一項、第十条の二第九項、第十条の二の二第九項、第十条の三第五

6| 同 上

(所得税の額から控除される特別控除額の特例)

第十二条の四 法第十条の四第一項の規定により租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第五条の七の規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。))第十条第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む。)」と、「(同項」とあるのは「(震災特例法第十条の四第一項の規定により読み替えられた法第十条の六第一項」と、同条第二項中「規定にかかわらず」とあるのは「規定(震災特例法第十条第十一項、第十条の二第九項、第十条の二の二第九項、第十条の三第五

項、第十条の三の二第五項及び第十条の三の三第四項の規定を含む。）にかかわらず」と、「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条第三項及び第四項（特定復興産業集積区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除）の規定、同法第十条の二第三項及び第四項（企業立地促進区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除）の規定、同法第十条の二第三項及び第四項（企業立地促進区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除）の規定、同法第十条の二の二第三項及び第四項（避難解除区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除）の規定、同法第十条の三の三第一項（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）の規定、同法第十条の三の二第一項（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）の規定並びに同法第十条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）の規定を含む。」とする。

#### 第十二条の五 省 略

2 法第十条の五第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、産業集積の形成に資するものとして財務省令で定めるものとする。

#### 第十三条 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等

第十三条 法第十一条第一項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）

（に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「計画区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生特別措置法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の提出」という。）があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域（次号に掲げる区域を除く。） 当該変更の提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期

項、第十条の三の二第四項及び第十条の三の三第四項の規定を含む。）にかかわらず」と、「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条第三項及び第四項（復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除）の規定、同法第十条の二第三項及び第四項（企業立地促進区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除）の規定、同法第十条の二の二第三項及び第四項（避難解除区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除）の規定、同法第十条の三の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）の規定、同法第十条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）の規定並びに同法第十条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）の規定を含む。」とする。

#### 第十二条の五 同 上

2 法第十条の五第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、産業集積の形成に資するものとして財務省令で定めるものとする。

間

二 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があつたことにより計画区域に該当しないこととなつた区域（以下この号において「除外区域」という。） 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定による提出のあつた日（当該除外区域が他の変更の提出があつたことにより新たに計画区域に該当することとなつた区域である場合には、当該他の変更の提出のあつた日） から当該変更の提出のあつた日までの期間

2 | 法第十一条第一項に規定する試験研究として政令で定めるものは、前条第一項に規定する試験研究とする。

3 | 法第十一条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化に資するものとして財務省令で定めるものとする。

#### （被災代替資産等の特別償却）

第十三条の二 法第十一条の二第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない建物（その附属設備を含む。次項第一号において同じ。）又は構築物の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

2 法第十一条の二第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 建物 当該個人が有する建物で東日本大震災に起因して当該個人の事業（法第十一条の二第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）

二 四 省 略

#### （被災代替資産等の特別償却）

第十三条 法第十一条第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない建物（その附属設備を含む。次項第一号において同じ。）又は構築物の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

2 法第十一条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 建物 当該個人が有する建物で東日本大震災に起因して当該個人の事業（法第十一条第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）

二 四 同 上

五 車両及び運搬具 当該個人が有する道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車のうち同条に規定する自動車

登録ファイルに登録されているもの又は同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているもの（以下この号において「車両及び運搬具」という。）で、東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災車両運搬具」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される車両及び運搬具（当該被災車両運搬具に比して著しく高額なものその他当該被災車両運搬具に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第十三条の二 法第十一条の二第一項に規定する政令で定める地域は、東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第四十一条第一項の区域として同条第二項の規定により告示された区域とする。

2 法第十一条の二第一項に規定する政令で定める賃貸住宅は、共同住宅又は長屋に係る各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分をいう。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件（賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあつては、第一号から第四号まで及び第六号に掲げる要件）の全てを満たすもの数が十以上（当該全てを満たすものでその床面積が五十平方メートル以上のものが四以上ある場合には、四以上）である場合における当該要件の全てを満たす各独立部分とする。

一 その各独立部分に係る共同住宅又は長屋が耐火建築物（建築基準法第九条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）に該当するものであること。

二 その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の取得価額（所得税法施行令第二百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が三・三平方メートル当たり九十五万円（耐火建築物に該当するものについては、百万円）以下のものであること。

三 その床面積が百二十平方メートル以下で、かつ、二十五平方メートル以上のものであること。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十三条の二の二 法第十一条の三に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の二の規定

二 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)附則第九十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の二の規定

四 専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであること。

五 その賃貸が公募の方法により行われるものであり、かつ、当該公募において次に掲げる事項(その床面積が五十平方メートル以上のものにあつては、イに掲げる事項)が明らかにされているものであること。

イ その賃貸が、東日本大震災の被災者に対し優先して行われること。

ロ その賃貸が、単身者(現に同居し、又は同居しようとする者がない者をいう。)に対し優先して行われること。

六 その賃貸に係る家賃の額がその各独立部分に係る共同住宅又は長屋に係る償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補填するための引当金並びに公租公課の合計額を基礎とする適正な家賃の計算方法として国土交通大臣が定める方法によつて算定された額を超えないものであること。

3| 個人が、その取得し、又は新築した賃貸住宅につき法第十一条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、当該賃貸住宅につき同項の規定の適用を受ける各年分の確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

4| 国土交通大臣は、第二項第六号の規定により計算方法を定めるときは、これを告示する。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十三条の二の二 法第十一条の三に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の二の規定とする。

(帰還・移住等環境整備推進法人)に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例)

第十三条の五 法第十一条の六第一項に規定する政令で定める帰還・移住等環境整備推進法人は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第十四条 省 略

255 省 略

6| 法第十二条第一項の表の第一号の下欄のイに規定する政令で定める区域は、東日本大震災復興特別区域法施行令(平成二十三年政令第四百九号)第二条各号に掲げる区域とする。

7| 省 略

8| 省 略

9| 租税特別措置法施行令第二十五条第十六項から第十八項までの規定は、法第十二条第三項の届出、同項において準用する同条第一項の規定を適用する場合及び同条第四項の税務署長の承認について準用する。この場合において、同令第二十五条第十六項中「同条第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)第十二条第一項」と、「法第三十七条第三項の規定」とあるのは「震災特例法第十二条第三項の規定」と、同条第十七項中「法第三十七条の三」とあるのは「震災特例法第十二条第七項」と、「同項」とあるのは「所得税法第四十九条第一項」と、同条第十八項第二号及び第三号中「法第三十七条第四項」とあるのは「震災特例法第十二条第四項」と読み替えるものとする。

10| 租税特別措置法施行令第二十五条第二十項の規定は、法第十二条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項の規定を適用する場合

(帰還環境整備推進法人)に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例)

第十三条の五 法第十一条の六第一項に規定する政令で定める帰還環境整備推進法人は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第十四条 同 上

255 同 上

6| 同 上

7| 同 上

8| 租税特別措置法施行令第二十五条第十八項から第二十項までの規定は、法第十二条第三項の届出、同項において準用する同条第一項の規定を適用する場合及び同条第四項の税務署長の承認について準用する。この場合において、同令第二十五条第十八項中「同条第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)第十二条第一項」と、「法第三十七条第三項の規定」とあるのは「震災特例法第十二条第三項の規定」と、同条第十九項中「法第三十七条の三」とあるのは「震災特例法第十二条第七項」と、「同項」とあるのは「所得税法第四十九条第一項」と、同条第二十項第二号及び第三号中「法第三十七条第四項」とあるのは「震災特例法第十二条第四項」と読み替えるものとする。

9| 租税特別措置法施行令第二十五条第二十二項の規定は、法第十二条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項の規定を適用する場合

について準用する。この場合において、同令第二十五条第二十項中「同条第九項において準用する」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十二条第六項において準用する法第三十七条第九項の規定により読み替えられた」と、「法第三十七条第七項」とあるのは「震災特例法第十二条第六項において準用する法第三十七条第七項」と、同項第一号中「法第三十七条第一項」とあるのは「震災特例法第十二条第一項」と、「準用する場合」とあるのは「準用する場合及びこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合」と、同項第二号中「法第三十七条第四項」とあるのは「震災特例法第十二条第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

20| 19| 18| 17| 16| 15| 14| 13| 12| 11|  
 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省  
 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る特例）  
 第十五条の二 省 略

4 法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条及び同法第四十一条の二の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 省 略

二 法第十三条の二第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた住宅被災者が同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第一項、第四項及び第七項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあり、並

合について準用する。この場合において、同令第二十五条第二十二項中「同条第九項において準用する」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十二条第六項において準用する法第三十七条第九項の規定により読み替えられた」と、「法第三十七条第七項」とあるのは「震災特例法第十二条第六項において準用する法第三十七条第七項」と、同項第一号中「法第三十七条第一項」とあるのは「震災特例法第十二条第一項」と、「準用する場合」とあるのは「準用する場合及びこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合」と、同項第二号中「法第三十七条第四項」とあるのは「震災特例法第十二条第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

19| 18| 17| 16| 15| 14| 13| 12| 11| 10|  
 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る特例）  
 第十五条の二 同 上

4 同 上

一 同 上

二 法第十三条の二第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた住宅被災者が同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第一項、第四項及び第八項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあり、並

びに同条第八項中「第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは、「震災特例法第十三条の二第三項の規定により第四十一条」とする。

5 法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十六条の三第八項及び第九項の規定の適用については、同条第八項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、同項第五号中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項」と、「同条」とあるのは「法第四十一条」と、同項第六号中「法第四十一条第十三項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三項」と、「より同条の」とあるのは「より法第四十一条の」と、「同条第十五項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項」と、「控除限度額」とあるのは「再建特別特定控除限度額」と、同条第九項中「同条第三十一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十一項」と、「の添付」とあるのは「及び同号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十一項の財務省令で定める書類の添付」とする。

びに同条第九項中「第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは、「震災特例法第十三条の二第三項の規定により第四十一条」とする。

5 法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十六条の三第八項及び第九項の規定の適用については、同条第八項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、同項第五号中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項」と、「同条」とあるのは「法第四十一条」と、同項第六号中「法第四十一条第十三項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三項」と、「同条の」とあるのは「法第四十一条の」と、「同条第十五項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項」と、「控除限度額」とあるのは「再建特別特定控除限度額」と、同条第九項中「同条第三十一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十一項」と、「の添付」とあるのは「及び同令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十一項の財務省令で定める書類の添付」とする。

**（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）**

**第十五条の三** 法第十三条の三の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の規定の適用については、同条第六項第二号イ及びロ中「八百万円」とあるのは、「千万円」とする。

**（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）**

**第十六条** 法第十五条第一項に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に規定する固定資産（以下この条及び次条第一項において「固定資産」という。）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第六号に掲げる繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたもの（次項及び次条第一項において「固定資産に準ずる繰延資産」という。）



とする。

2| 法第十五条第一項に規定する損失の額で政令で定めるものは、棚卸資産、固定資産又は固定資産に準ずる繰延資産について生じた次に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除く。）の合計額とする。

一| 東日本大震災により当該資産が滅失し、若しくは損壊したこと又は東日本大震災による価値の減少に伴い当該資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少による当該資産の取壊し又は除去の費用その他付随費用に係る損失の額を含む。）

二| 東日本大震災により、当該資産が損壊し、又はその価値が減少し、その他当該資産を事業の用に供することが困難となった場合において、これらの被害があった日から一年以内に当該資産の原状回復のために支出する修繕費、土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用（その損壊又は価値の減少を防止するために支出する費用を含む。）に係る損失の額

3| 法第十五条第一項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項の規定とする。

4| 法第十五条第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、同令第一百二十二条第五項第一号中「を」を除く」とあるのは「」及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十五条第一項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）に規定する繰戻対象震災損失金額を除く」と、同令第一百三十三条第一項第一号及び第五項第二号中「及び法」とあるのは「並びに法」と、「の規定により還付」とあるのは「及び震災特例法第十五条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付」とする。

5| 法第十五条第六項の規定を受けた法人の同項の規定により益金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に、当該法人の同法第二十八条第一号に規定する利益積立金額の計算については法人税法施行令第九条第一項第一号イに規定する所得の金額にそれぞれ含まれないものとす

る。

6 | 法第十五条第六項の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行令第七十三条第二項	掲げる規定	掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十五条第六項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定
法人税法施行令第七十七条の二第二項	掲げる規定	掲げる規定及び震災特例法第十五条第六項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定
法人税法施行令第四百二十二条の二第四項	（ ）の規定	（ ）並びに震災特例法第十五条第六項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定
租税特別措置法施行令第三十五条第二項	の規定	並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十五条第六項の規定
租税特別措置法施行令第三十六条第五項	の規定	並びに震災特例法第十五条第六項の規定
租税特別措置法施行令第三十六条の二第四項	の規定	並びに震災特例法第十五条第六項の規定

租税特別措置 法施行令第三 十七条第二項	の規定	並びに震災特例法第十五条第六項の規 定
租税特別措置 法施行令第三 十九条の三十 一第四項及び 第三十九条の 三十二第一項	第六十二条の 五第二項の 規定	第六十二条の五第二項並びに震災特例 法第十五条第六項の 規定
租税特別措置 法施行令第三 十九条の三十 二の二第一項 及び第三十九 条の三十二の 三第二項	の規定	並びに震災特例法第十五条第六項の規 定

(仮決算の中間申告による所得税額の還付)

第十六条の二 法第十六条第一項に規定する損失の額で政令で定めるものは、棚卸資産、固定資産又は固定資産に準ずる繰延資産について生じた前条第二項各号に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除く。）の合計額とする。

2 法第十六条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第七十二

条第一項第二号に規定する所得税の額に類するものとして政令で定めるものは、法第十六条第一項に規定する期間において支払を受ける租税特別措置法第三条の三第一項に規定する国外公社債等の利子等につき同条第二項の規定により課される所得税の額、当該期間において支払を受ける同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子につき同項の規定により課される所得税の額、当該期間において支払を受ける同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等につき同項の規定により課される所得税の額

(震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例)

第十六条

法第十五条第一項に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に規定する固定資産（以下この項において「固定資産」という。）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第六号に掲げる繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものとする。

2| 法第十五条第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び法人税

、当該期間において支払を受ける同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等につき同項の規定により課される所得税の額及び当該期間において支払を受ける同法第九条の六第七項第一号に規定する外国特定目的信託の利益の分配又は同項第二号に規定する外国特定投資信託の収益の分配につき同条第三項の規定により課される所得税の額とし、法第十六条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第七十二条第一項第二号に規定する政令で定める規定は、租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第九条の六第六項の規定とする。

3| 税務署長は、法第十六条第二項に規定する控除しきれなかった金額の記載がある同項の仮決算の中間申告書の提出があった場合には、当該控除しきれなかった金額が過大であると認められる事由がある場合を除き、遅滞なく、同項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

4| 法第十六条第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、次の各号の順序により充当するものとする。

一 前項に規定する仮決算の中間申告書に係る法人税法第二条第三十六号に規定する修正申告書の提出又は更正により納付すべきものがあるときは、当該法人税に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。

5| 税務署長は、法第十六条第二項前段の規定による還付をする場合において、必要があると認めるときは、その還付を受ける法人に対し、同条第一項に規定する期間に係る法人税法第六十八条の規定による控除をされるべき金額を証明する書類又は帳簿の提示又は提出を求めることができる。

(震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例)

第十六条の三

法第十六条の三第一項の規定の適用がある場合における法人

法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行令第九第二項第一号イ	第五十八条第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。次号イにおいて「震災特例法」という。）第十五条第一項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）の規定によりみなして適用する第五十八条第一項
法人税法第八十一条の九第二項第二号イ	第五十八条第二項	震災特例法第十五条第一項の規定によりみなして適用する第五十八条第二項
法人税法施行令第十二条第一号イ(2)	第五十八条第一項ただし書	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十五条第一項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）の規定によりみなして適用する法第五十八条第一項ただし書
法人税法施行令第十六条第一項	欠損金額の	欠損金額（震災特例法第十五条第一項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）の規定により法第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなされた金額を除く。）の
法人税法施行	法第五十八条	震災特例法第十五条第一項（震災関連

税法及び法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号イにおいて「震災特例法」という。）第十六条の三第一項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）の規定によりみなして適用する第五十八条第一項
同上	同上	震災特例法第十六条の三第一項の規定によりみなして適用する第五十八条第二項
同上	同上	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十六条の三第一項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）の規定によりみなして適用する法第五十八条第一項ただし書
同上	同上	欠損金額（震災特例法第十六条の三第一項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）の規定により法第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなされた金額を除く。）の
同上	同上	震災特例法第十六条の三第一項（震災

令第一百五十五 条の十九第三 項第二号	第二項	原状回復費用に係る損失の繰越しの特 例)の規定によりみなして適用する法 第五十八条第二項
	同条第二項の	震災特例法第十五条第一項の規定によ りみなして適用する法第五十八条第二 項の

(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人  
税額の特別控除)

第十七条の二 法第十七条の二第一項に規定する政令で定める要件は、第一  
号に掲げる要件(同項に規定する建築物整備事業(第一号ハ及び第三項に  
おいて「建築物整備事業」という。)のうち地域の活力の再生及び地域住  
民の生活の利便性の確保に資する事業として財務省令で定める事業の用に  
供する建物及びその附属設備にあつては、第二号に掲げる要件)とする。

一・二 省 略

2 省 略

3 法人(人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。  
以下この章において同じ。)が、その取得し、又は建設した建物及びその  
附属設備につき法第十七条の二第一項又は第二項(これらの規定のうち建  
築物整備事業に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合には、当該  
建物及びその附属設備につきこれらの規定の適用を受ける事業年度の確定  
申告書等(中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号又は第四百四十四  
条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定  
申告書をいう。)に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人  
税額の特別控除)

第十七条の二の二 法第十七条の二の二第一項の表の第一号の第二欄に規定  
する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定

	同上	関連原状回復費用に係る損失の繰越し の特例)の規定によりみなして適用す る法第五十八条第二項
	同上	震災特例法第十六条の三第一項の規定 によりみなして適用する法第五十八 条第二項の

(復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人  
税額の特別控除)

第十七条の二 法第十七条の二第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令  
で定める要件は、第一号に掲げる要件(同表の第一号の第三欄に規定する  
建築物整備事業(第一号ハ及び第三項において「建築物整備事業」という  
。)のうち地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する  
事業として財務省令で定める事業の用に供する建物及びその附属設備にあ  
つては、第二号に掲げる要件)とする。

一・二 同 上

2 同 上

3 法人(人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。  
以下この章において同じ。)が、その取得し、又は建設した建物及びその  
附属設備につき法第十七条の二第一項又は第二項(これらの規定のうち同  
条第一項の表の第一号(建築物整備事業に係る部分に限る。)又は第二号  
に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその  
附属設備につきこれらの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等(中  
間申告書で法人税法第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各  
号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう  
。)に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税  
額の特別控除)

第十七条の二の二 法第十七条の二の二第一項及び第二項に規定する政令で  
定める期間は、福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する提出企業立

する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域 当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間

2 | 二 当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により企業立地促進区域に該当しないこととなる区域 当該提出企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による提出のあった日から当該変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

法第十七条の二の二第二項の表の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第七十五条の二に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる法人の同法第七十五条の四第一項の規定による報告に係る財務省令で定める書類に記載されたもの（当該報告につき、当該法人が同号の第四欄に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類の交付を受けた場合における当該記載されたものに限る。）とする。

3 | 法第十七条の二の二第二項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「計画区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生特別措置法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による

地促進計画（以下この条において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この条において「企業立地促進区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域 当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間

二 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により企業立地促進区域に該当しないこととなる区域 提出企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による提出のあった日から当該変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

提出（以下この項において「変更の提出」という。）があつたことにより新たに計画区域に該当することとなつた区域（次号に掲げる区域を除く。） 当該変更の提出のあつた日から令和八年三月三十一日までの期間

2 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があつたことにより計画区域に該当しないこととなつた区域（以下この号において「除外区域」という。） 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定による提出のあつた日（当該除外区域が他の変更の提出があつたことにより新たに計画区域に該当することとなつた区域である場合には、当該他の変更の提出のあつた日）から当該変更の提出のあつた日までの期間

4 法第十七条の二の二第一項の表の第三号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第八十五条の五に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる法人の同法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に記載されたものとする。

（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三 法第十七条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域（東日本大震災により被害を受けた地域をその区域とする市町村の区域であつて東日本大震災復興特別区域法第三条第一項に規定する復興特別区域基本方針に即して内閣総理大臣が定める区域をいう。次号において同じ。）内に所在する事業所に雇用されていた者

二 省 略

2 内閣総理大臣は、前項第一号の規定により区域を定めるときは、これを告示する。

（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の二 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三 同上

一 平成二十三年三月十一日において東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所に雇用されていた者

二 同上

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の二 法第十七条の三の二第一項に規定する政令で定める対象



する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（次項第二号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項及び次項第二号において「企業立地促進区域」という。）の同欄の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間とする。

2 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に同欄に掲げる法人が福島復興再生特別措置法第二十条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合 当該法人が当該認定を受けた日からその該当しないこととなった日までの期間

二 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更（同欄に掲げる法人の当該認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限る。）があった場合 当該法人が当該認定を受けた日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

3 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二 省 略

4 法第十七条の三の二第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に

期間は、同項に規定する提出企業立地促進計画（次項第二号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同条第一項に規定する企業立地促進区域（以下この項及び次項第二号において「企業立地促進区域」という。）の同条第一項の変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間とする。

2 法第十七条の三の二第一項に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第十七条の三の二第一項に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に同項の法人が福島復興再生特別措置法第二十条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合 当該法人が当該認定を受けた日から当該該当しないこととなった日までの期間

二 法第十七条の三の二第一項に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更（同項の法人の当該認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限る。）があった場合 当該法人が当該認定を受けた日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

3 法第十七条の三の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において法第十七条の三の二第一項に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二 同 上

勤務していた者

5| 二 平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していた者  
法第十七条の三の二第二項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定め

る場合は、次の各号に掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める期間  
は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第十七条の三の二第二項の表の第三号の第一欄に規定する認定を受  
けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に同欄に掲げる法人  
が福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者  
に該当しないこととなった場合 当該法人が当該認定を受けた日からそ  
の該当しないこととなった日までの期間

二 法第十七条の三の二第二項の表の第三号の第一欄に規定する認定を受  
けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に福島復興再生特別  
措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画  
（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。  
）の変更について同法第八十四条第七項において準用する同条第四項の  
規定による提出があつたことにより計画区域（当該提出新産業創出等推  
進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等  
推進事業促進区域をいう。以下この号において同じ。）の変更（同欄に  
掲げる法人の当該認定に係る区域が計画区域に該当しないこととなるも  
のに限る。）があつた場合 当該法人が当該認定を受けた日から当該提  
出のあつた日までの期間

6| 法第十七条の三の二第二項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定め  
る雇用者は、次に掲げる者とする。

一 法第十七条の三の二第二項の表の第一号の第三欄に規定する避難対象  
雇用者等

二 次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）

イ 平成二十三年三月十一日において福島復興再生特別措置法第七条第  
六項に規定する福島国際研究産業都市区域（ロにおいて「福島国際研  
究産業都市区域」という。）の区域内に所在する事業所に勤務してい  
た者

ロ 平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域  
内に居住していた者

三 法第十七条の三の二第二項の表の第三号の第一欄に掲げる法人の福島

復興再生特別措置法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に従って行う同法第八十四条第一項に規定する新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者として財務省令で定める者（前二号に掲げる者を除く。）

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第十七条の四 省 略

2 法第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用がある場合における法第十七条の二第十一項から第十三項まで（これらの規定を法第十七条の二の二第八項、第十七条の二の三第八項、第十七条の三第五項、第十七条の三の二第五項又は第十七条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、法第十七条の二第十一項中「規定を」とあるのは「規定（第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十三第一項の規定を含む。）を」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第十三項中「同法第七十条の二」とあるのは「法人税法第七十条の二」とする。

（特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）

第十七条の五 省 略

2 法第十七条の五第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、産業集積の形成に資するものとして財務省令で定めるものとする。

（新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）

第十八条 法第十八条第一項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生

特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）

（に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「計画区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第十七条の四 同 上

2 法第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用がある場合における法第十七条の二第十一項から第十三項まで（これらの規定を法第十七条の二の二第八項、第十七条の二の三第八項、第十七条の三第五項、第十七条の三の二第五項又は第十七条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、法第十七条の二第十一項中「規定を」とあるのは「規定（第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十三第一項の規定を含む。）を」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第十三項中「同法第七十条の二」とあるのは「法人税法第七十条の二」とする。

（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）

第十七条の五 同 上

2 法第十七条の五第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、産業集積の形成に資するものとして財務省令で定めるものとする。

特別措置法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の提出」という。）があつたことにより新たに計画区域に該当することとなつた区域（次号に掲げる区域を除く。） 当該変更の提出のあつた日から令和八年三月三十一日までの期間

二 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があつたことにより計画区域に該当しないこととなつた区域（以下この号において「除外区域」という。） 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定による提出のあつた日（当該除外区域が他の変更の提出があつたことにより新たに計画区域に該当することとなつた区域である場合には、当該他の変更の提出のあつた日）から当該変更の提出のあつた日までの期間

2| 法第十八条第一項に規定する試験研究として政令で定めるものは、前条第一項に規定する試験研究とする。

3| 法第十八条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化に資するものとして財務省令で定めるものとする。

（被災代替資産等の特別償却）

第十八条の二 法第十八条の二第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 四 省 略

（被災代替資産等の特別償却）

第十八条 法第十八条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 四 同 上

五 車両及び運搬具 当該法人が有する道路運送車両法第四条に規定する自動車のうち同条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの又は同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているもの（以下この号において「車両及び運搬具」という。）で、東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災車両運搬具」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される車両及び運搬具

(当該被災車両運搬具に比して著しく高額なものその他当該被災車両運搬具に比して著しく仕様が異なるものを除く。)

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

第十八条の二 法第十八条の二第一項に規定する政令で定める地域は、東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第一項の区域として同条第二項の規定により告示された区域とする。

2

法第十八条の二第一項に規定する政令で定める賃貸住宅は、共同住宅又は長屋に係る各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分をいう。以下この項において同じ。)で次に掲げる要件(賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあっては、第一号から第四号まで及び第六号に掲げる要件)の全てを満たすものの数が十以上(当該全てを満たすものでその床面積が五十平方メートル以上のものが四以上ある場合には、四以上)である場合における当該要件の全てを満たす各独立部分とする。

一 その各独立部分に係る共同住宅又は長屋が耐火建築物(建築基準法第九条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)に該当するものであること。

二 その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の取得価額(法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。)が三・三平方メートル当たり九十五万円(耐火建築物に該当するものについては、百万円)以下のものであること。

三 その床面積が百二十平方メートル以下で、かつ、二十五平方メートル以上のものであること。

四 専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであること。

五 その賃貸が公募の方法により行われるものであり、かつ、当該公募において次に掲げる事項(その床面積が五十平方メートル以上のものにあつては、イに掲げる事項)が明らかにされているものであること。

イ その賃貸が、東日本大震災の被災者に対し優先して行われること。

ロ その賃貸が、単身者(現に同居し、又は同居しようとする者が不在者)をいう。)に対し優先して行われること。

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第十八条の四 第十八条の五第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二第一項の規定

二 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)附則第一百二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二第一項の規定

2 | 第十八条の五第一項の規定により租税特別措置法第五十二条の二の規定

を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第一項各号に掲げる規定」と、同項第九号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の四第一項各号に掲げ

六 その賃貸に係る家賃の額がその各独立部分に係る共同住宅又は長屋に係る償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補填するための引当金並びに公租公課の合計額を基礎とする適正な家賃の計算方法として国土交通大臣が定める方法によつて算定された額を超えないものであること。

3 | 法人が、その取得し、又は新築した賃貸住宅につき法第十八条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、当該賃貸住宅につき同項の規定の適用を受ける各事業年度の確定申告書等(中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したものと及び確定申告書をいう。)に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 | 国土交通大臣は、第二項第六号の規定により計算方法を定めるときは、これを告示する。

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第十八条の四 第十八条の五第一項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二第一項の規定とする。

2 | 第十八条の五第一項の規定により租税特別措置法第五十二条の二の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この号及び第九号において「震災特例法」という。)第十八条の二第一項若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)以下この号及び第九号において「平成二十九年改正法」という。)

附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十五条の規定による改正前の震災特例法第十八条の二第一項の規定」と、同項第九号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は震災特例法第二十六条の二第一項若しくは平成二十九年改正法附則第一百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九

る規定」とする。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十八条の六 法第十八条の七第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)附則第一百二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定

三 前二号に掲げる規定に係る法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定

2 法第十八条の七第一項の規定により租税特別措置法第五十三条の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「法第五十三条第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」という。)第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項第二号」と、「掲げる規定を」とあるのは「掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の六第一項第一号及び第二号に掲げる規定を」と、「法第五十二条の三」とあるのは「震災特例法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する法第五十二条の三」と、「法第五十三条第一項の」とあるのは「震災特例法第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項の」とする。

(帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例)

第十八条の八 法第十八条の十第一項に規定する政令で定める帰還・移住等環境整備推進法人は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であつて

年改正法第十五条の規定による改正前の震災特例法第二十六条の二第一項の規定」とする。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十八条の六 同 上

一 同 上

二 前号に掲げる規定に係る法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定

2 法第十八条の七第一項の規定により租税特別措置法第五十三条の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「法第五十三条第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」という。)第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項第二号」と、「掲げる規定を」とあるのは「掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の六第一項第一号に掲げる規定を」と、「法第五十二条の三」とあるのは「震災特例法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する法第五十二条の三」と、「法第五十三条第一項の」とあるのは「震災特例法第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項の」とする。

(帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例)

第十八条の八 法第十八条の十第一項に規定する政令で定める帰還環境整備推進法人は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であつて、その定

、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

#### (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

### 第十九条

法第十九条第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。第十二項において同じ。）としての取得とし、同条第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の取得をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得をした日から一年以内に当該買換資産を当該適格合併等により移転を受ける法第十九条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第一号の下欄のロ又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときとする。

2| 法第十九条第一項の表の第一号の下欄のイに規定する政令で定める区域は、東日本大震災復興特別区域法施行令第二条各号に掲げる区域とする。

### 3| 19 省 略

20 租税特別措置法施行令第三十九条の七第二十五項の規定は、法第十九条第一項の表の第一号の上欄に規定する土地若しくは土地の上に存する権利又は建物若しくは構築物について準用する。

### 21| 41 省 略

款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

#### (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

### 第十九条

法第十九条第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。第十二項において同じ。）としての取得とする。

2| 法第十九条第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の取得をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得をした日から一年以内に当該買換資産を当該適格合併等により移転を受ける法第十九条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第一号の下欄のロ又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときとする。

### 3| 19 同 上

20 租税特別措置法施行令第三十九条の七第二十七項の規定は、法第十九条第一項の表の第一号の上欄に規定する土地若しくは土地の上に存する権利又は建物若しくは構築物について準用する。

### 21| 41 同 上

#### (電子情報処理組織による申告の特例)

第二十条の二 法第二十二條の二に規定する政令で定める規定は、所得税法

等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規



(電子情報処理組織による申告の特例)

第二十一条 法第二十三条に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定
- 二 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第一百条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定

定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定とする。

(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)

第二十一条 法第二十三条第一項に規定する損失の額で政令で定めるものは

- 一 同項に規定する棚卸資産等について生じた次に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除く。）の合計額（第五項において「個別震災損失金額」という。）とする。
  - 二 東日本大震災により当該資産が滅失し、若しくは損壊したこと又は東日本大震災による価値の減少に伴い当該資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少による当該資産の取壊し又は除去の費用その他付随費用に係る損失の額を含む。）
  - 三 東日本大震災により、当該資産が損壊し、又はその価値が減少し、その他当該資産を事業の用に供することが困難となった場合において、これらの被害があった日から一年以内に当該資産の原状回復のために支出する修繕費、土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用（その損壊又は価値の減少を防止するために支出する費用を含む。）に係る損失の額
- 法第二十三条第一項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第一百条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項の規定とする。
- 法第二十三条第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一百十二条第十三項</p>	<p>含む。）</p>	<p>含む。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十三条第一項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）</p>
<p>第一百五十五条</p>	<p>それぞれ</p>	<p>、当該連結欠損金個別帰属額のうち当</p>

<p>項第四号 の二十一第二 第一百五十五条</p>	<p>第一百五十五条 の二十第五項</p>	<p>の十九第八項</p>
<p>第八十一条の 三十一（連結 欠損金の繰戻</p>	<p>それぞれ</p>	
<p>第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）又は震災特例法第二十三条（連結法人の震災損失の繰戻し</p>	<p>）当該連結欠損金個別帰属額のうち当該連結親法人又は連結子法人の震災特例法施行令第二十一条第一項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）に規定する個別震災損失金額（当該連結親法人又は連結子法人の同条第五項の規定により計算した金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額を第十二条第十一項において準用する読替後の第十二条第五項第一号に規定する繰戻対象震災損失金額とそれぞれ</p>	<p>該被合併法人等の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法施行令」という。）第二十一条第一項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）に規定する個別震災損失金額（当該被合併法人等の同条第五項の規定により計算した金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額を震災特例法施行令第十六条第四項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により読み替えて適用される同号（次条第五項において「読替後の第十二条第五項第一号」という。）に規定する繰戻対象震災損失金額とそれぞれ</p>

	しによる還付	による法人税額の還付)
同条		
	これら	

4 | 法第二十三条第五項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法第二十三条の規定により還付を受けるべき金額に、当該金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する連結欠損金額に係る連結親法人及びその各連結子法人の法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額（同条第二項の規定により同条第一項に規定する連結欠損金額とみなされたものに係る部分の金額を除く。）の合計額のうち当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結欠損金個別帰属額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

5 | 法第二十三条第六項の規定により益金の額に算入された金額のうち同条第一項の連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額は、当該益金の額に算入された金額に、当該連結親法人及びその各連結子法人の同項に規定する中間期間において生じた個別震災損失金額の合計額のうち当該連結親法人又はその連結子法人の当該中間期間において生じた個別震災損失金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

6 | 法第二十三条第六項の規定により益金の額に算入された金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれないものとし、法第二十三条第一項の連結親法人又はその連結子法人の前項の規定により計算した金額は、法人税法第二条第十八号の二に規定する連結利益積立金額又は当該連結親法人若しくはその連結子法人の同条第十八号の三に規定する連結個別利益積立金額の計算については、法人税法施行令第九条の二第一項第一号イに規定する個別所得金額に含まれないものとする。

7 | 法第二十三条第六項の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行	掲げる規定を	掲げる規定及び東日本大震災の被災者
--------	--------	-------------------

令第五十五 条の十三第二 項	法人税法施行 令第五十五 条の十三の二 第二項	掲げる規定	等に係る国税関係法律の臨時特例に関 する法律（以下「震災特例法」という 。）第二十三条第六項（連結法人の震 災損失の繰戻しによる法人税額の還付 ）の規定を
租税特別措置 法施行令第三 十九條の八十 の二第四項	租税特別措置 法施行令第三 十九條の九十 第六項	掲げる規定	並びに震災特例法第二十三条第六項の 規定を
租税特別措置 法施行令第三 十九條の八十 第一項	租税特別措置 法施行令第三 十九條の八十 第一項	第五項	並びに東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨時特例に関す る法律（以下「震災特例法」という。 ）第二十三条第六項
法人税法施行 令第五十五 条の二十七第 四項	法人税法施行 令第五十五 条の二十七第 四項	（）の規定	（）並びに震災特例法第二十三条第六項 （連結法人の震災損失の繰戻しによる 法人税額の還付）の規定
租税特別措置 法施行令第三 十九條の九十 第六項	租税特別措置 法施行令第三 十九條の九十 第六項	（）の規定を	並びに震災特例法第二十三条第六項の 規定を
租税特別措置 法施行令第三 十九條の九十 の二第四項	租税特別措置 法施行令第三 十九條の九十 の二第四項	（）の規定を	並びに震災特例法第二十三条第六項の 規定を
租税特別措置 法施行令第三	租税特別措置 法施行令第三	（）の規定を	並びに震災特例法第二十三条第六項の 規定を

十九條の九十 の三第二項		
租税特別措置 法施行令第三 十九條の百二 十五第二項及 び第三十九條 の百二十六第 一項	第六十二條の 五第二項の 額 個別帰属益金	第六十二條の五第二項並びに震災特例 法第二十三條第六項の 額 法人税法第八十一條の十八第一項に規 定する個別帰属益金額

(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付)

第二十一條の二 法第二十四條第一項に規定する損失の額で政令で定めるものは、同項に規定する棚卸資産等について生じた前条第一項各号に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除く。）の合計額とする。

2 法第二十四條第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一條の二十第一項第二号に規定する所得税の額に類するものとして政令で定めるものは、法第二十四條第一項に規定する期間において支払を受ける租税特別措置法第三條の三第一項に規定する国外公社債等の利子等につき同条第二項の規定により課される所得税の額、当該期間において支払を受ける同法第六條第一項に規定する民間国外債の利子につき同項の規定により課される所得税の額、当該期間において支払を受ける同法第八條の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等につき同項の規定により課される所得税の額及び当該期間において支払を受ける同法第九條の二第一項に規定する国外株式の配当等につき同項の規定により課される所得税の額とし、法第二十四條第一項の規定により読み替えて適用される同号に規定する政令で定める規定は、租税特別措置法第三條の三第五項、第六條第三項、第八條の三第五項及び第九條の二第四項の規定とする。

3 税務署長は、法第二十四條第二項に規定する控除しきれなかった金額の記載がある同項の仮決算の連結中間申告書の提出があつた場合には、当該

4 | 控除しきれなかった金額が過大であると認められる事由がある場合を除き、遅滞なく、同項の規定による還付又は充当の手續をしなければならない。法第二十四条第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、次の各号の順序により充当するものとする。

一 前項に規定する仮決算の連結中間申告書に係る法人税で法人税法第二十条第三十六号に規定する修正申告書の提出又は更正により納付すべきものがあるときは、当該法人税に充当する。

5 | 二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。

6 | 税務署長は、法第二十四条第二項前段の規定による還付をする場合において、必要があると認めるときは、その還付を受ける連結親法人又はその連結子法人に対し、同条第一項に規定する期間に係る法人税法第八十一条の十四の規定による控除をされるべき金額を証明する書類又は帳簿の提示又は提出を求めることができる。

7 | 法第二十四条第四項に規定する政令で定める金額は、同条第二項の規定による還付金の額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

8 | 一 法第二十四条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の二十第一項第二号に規定する法人税の額を計算する場合に同法第八十一条の十四第一項の規定による控除をされるべき金額

9 | 二 前号に掲げる金額のうち法第二十四条第四項に規定する離脱法人に帰せられるものとして法人税法施行令第一百五十五条の四十四の規定に準じて計算した金額

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二條の二 法第二十五条の二第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定める要件は、第一号に掲げる要件（第十七條の二第一項に規定する財務省令で定める事業の用に供する建物及びその附属設備にあつては、第二号に掲げる要件）とする。

一 同 上

（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二條の二 法第二十五条の二第一項に規定する政令で定める要件は、第一号に掲げる要件（第十七條の二第一項に規定する財務省令で定める事業の用に供する建物及びその附属設備にあつては、第二号に掲げる要件）とする。

一 建築基準法第二條第九号の二に規定する耐火建築物であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ・ロ 省略

ハ 建築物整備事業（法第二十五条の二第一項に規定する建築物整備事業をいう。第五項において同じ。）を施行する土地の区域（以下この項において「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。次号ロにおいて同じ。）の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうち占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

二 省略

二 省略

2 法第二十五条の二第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 当該供用年度（法第二十五条の二第一項に規定する供用年度をいう。以下この項において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額

イ 法第二十五条の二第二項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人で、特定機械装置等（同条第一項に規定する特定機械装置等（同条第二項の規定の適用に係るものに限る。）をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号及び次項において同じ。）

ロ 法第二十五条の二第二項に規定する指定を受けた連結親法人で特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額及び同項に規定する指定を受けた各連結子法人で特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額の合計額

3 省略

二 省略

イ・ロ 同上

ハ 建築物整備事業（法第二十五条の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する建築物整備事業をいう。第五項において同じ。）を施行する土地の区域（以下この項において「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。次号ロにおいて同じ。）の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうち占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

二 同上

2 同上

一 同上

イ 法第二十五条の二第一項の表の各号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人（以下この条においてそれぞれ「指定連結親法人」又は「指定連結子法人」という。）で、当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産（法第二十五条の二第二項の規定の適用に係るものに限る。以下この号及び第四項第一号において「対象資産」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号及び次項において同じ。）

ロ 対象資産を取得し、又は製作し、若しくは建設した指定連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び対象資産を取得し、又は製作し、若しくは建設した各指定連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

3 同上

二 同上

4 法第二十五条の二第十三項第二号及び第五号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該連結法人が当該各号に掲げる連結法人のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一 法第二十五条の二第二項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人で、当該連結事業年度において特定機械装置等を事業の用に供したものの、当該特定機械装置等につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

二 省 略

5 法第二十五条の二第一項又は第二項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人が、その取得し、又は建設した建物及びその附属設備につきこれらの規定（建築物整備事業に係る部分に限る。）の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備につきこれらの規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等（連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したものと及び連結確定申告書をいう。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二條の二の二 法第二十五条の二の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域 当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間

4 同 上

一 指定連結親法人又はその指定連結子法人で、当該連結事業年度において対象資産を事業の用に供したものの、当該対象資産につき法第二十五条の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

二 同 上

5 指定連結親法人又はその指定連結子法人が、その取得し、又は建設した建物及びその附属設備につき法第二十五条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（建築物整備事業に係る部分に限る。）又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備につきこれらの規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等（連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したものと及び連結確定申告書をいう。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二條の二の二 法第二十五条の二の二第一項及び第二項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域 当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間



二 当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により企業立地促進区域に該当しないこととなる区域 当該提出企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による提出のあった日から当該変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

2 | 法第二十五条の二の二第一項の表の第二号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第七十五条の二に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人の同法第七十五条の四第一項の規定による報告に係る財務省令で定める書類に記載されたもの（当該報告につき、当該連結親法人又はその連結子法人が同号の第四欄に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類の交付を受けた場合における当該記載されたものに限る。）とする。

3 | 法第二十五条の二の二第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「計画区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生特別措置法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の提出」という。）があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域（次号に掲げる区域を除く。） 当該変更の提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間

二 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があったことにより計画区域に該当しないこととなった区域（以下この号において「除外区域」という。） 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定による提出のあった日（当該除外区域が他の変更の提出があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域である場合には、当該他の変更の提出

二 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により企業立地促進区域に該当しないこととなる区域 提出企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による提出のあった日から当該変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

4| のあつた日) から当該変更の提出のあつた日までの期間  
法第二十五条の二の二第二項の表の第三号の第五欄に規定する政令で定

めるものは、福島復興再生特別措置法第八十五条の五に規定する機械及び  
装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償  
却資産のうち、同号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又は  
その連結子法人の同法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等  
推進事業実施計画に記載されたものとする。

5| 法第二十五条の二の二第二項に規定する政令で定めるところにより計算  
した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 当該供用年度(法第二十五条の二の二第一項に規定する供用年度をい  
う。以下この項において同じ。)の連結所得に対する調整前連結税額(同  
条第二項に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ  
。)の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額の  
うちに占める割合を乗じて計算した金額

イ 法第二十五条の二の二第一項の表の各号の第一欄に掲げる連結法人  
に該当する連結親法人又はその連結子法人で、当該各号の第五欄に掲  
げる減価償却資産(同条第二項の規定の適用に係るものに限る。以下  
この号及び第七項第一号において「対象資産」という。)を取得し、  
又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額(法  
人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以  
下この号及び次項において同じ。)

ロ 法第二十五条の二の二第一項の表の各号の第一欄に掲げる連結法人  
に該当する連結親法人で対象資産を取得し、又は製作し、若しくは建  
設したものの当該供用年度の個別所得金額及び同欄に掲げる連結法人  
に該当する各連結子法人で対象資産を取得し、又は製作し、若しくは  
建設したものの当該供用年度の個別所得金額の合計額

二 省 略

7| 6| 法第二十五条の二の二第八項において準用する法第二十五条の二第十三

項第二号及び第五号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連  
結法人の区分に応じ当該各号に定める金額(当該連結法人が当該各号に掲  
げる連結法人のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合  
計額)とする。

2| 同 上

一 同 上

イ 法第二十五条の二の二第二項に規定する認定事業者に該当する連結  
親法人又はその連結子法人で、特定機械装置等(同条第一項に規定す  
る特定機械装置等(同条第二項の規定の適用に係るものに限る。))を  
いう。以下この号及び第四項第一号において同じ。)を取得し、又は  
製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額(法人  
税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下こ  
の号及び次項において同じ。)

ロ 法第二十五条の二の二第二項に規定する認定事業者に該当する連結  
親法人で特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したも  
のの当該供用年度の個別所得金額及び同項に規定する認定事業者に該  
当する各連結子法人で特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しく  
は建設したものの当該供用年度の個別所得金額の合計額

二 同 上

4| 3| 同 上

同 上

一 法第二十五条の二の二第一項の表の各号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人で、当該連結事業年度において対象資産を当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供したもの 当該対象資産につき同条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

二 省略

(連結法人が特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十二條の三 法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において第十七条の三第一項第一号に規定する特定被災区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所に雇用されていた者

二 省略

2 法第二十五条の三第五項において準用する法第二十五条の二第十三項第二号及び第五号に規定する政令で定める金額は、法第二十五条の三第一項の規定により適用年度（同項に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の連結所得に対する同条第一項に規定する調整前連結税額から控除された金額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 法第二十五条の三第一項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（同項の規定の適用に係るものに限る。）

一 法第二十五条の二の二第二項に規定する認定事業者に該当する連結親法人又はその連結子法人で、当該連結事業年度において特定機械装置等を同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業の用に供したものの 当該特定機械装置等につき同条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

二 同上

(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十二條の三 同上

一 平成二十三年三月十一日において東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所に雇用されていた者

二 同上

2 同上

一 法第二十五条の三第一項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人の次に掲げる金額の合計額

イ 法第二十五条の三第一項に規定する被災雇用者等（以下この号において「被災雇用者等」という。）に対して支給する同項に規定する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（同項の規定の適用に係るもので平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に同項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人が当該指定をした同項に規定する認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項に規定する認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定めら

二 省略

（連結法人が企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第二十二条の三の二 法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（次項第二号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項及び次項第二号において「企業立地促進区域」という。）の同欄の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間とする。

2 法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に連結親法人又はその連結子法人で当該認定を受けたものが福島復興再生特別措置法第二十条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合 当該連結親法人又はその連結子法人が当該認定を受けた日からその該当しないこととなった日までの期間

二 法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に提出企業立地促進

れた同項に規定する復興産業集積区域（同項に規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する同項に規定する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給するもの（ロにおいて「特定給与等の額」という。）に限る。）の百分の七に相当する金額  
ロ 被災雇用者等に対して支給する法第二十五条の三第一項に規定する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（同項の規定の適用に係るものに限るものとし、特定給与等の額を除く。）の百分の十に相当する金額  
二 同上

（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第二十二条の三の二 法第二十五条の三の二第一項に規定する政令で定める対象期間は、同項に規定する提出企業立地促進計画（次項第二号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同条第一項に規定する企業立地促進区域（以下この項及び次項第二号において「企業立地促進区域」という。）の同条第一項の変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間とする。

2 法第二十五条の三の二第一項に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第二十五条の三の二第一項に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に連結親法人又はその連結子法人で当該認定を受けたものが福島復興再生特別措置法第二十条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合 当該連結親法人又はその連結子法人が当該認定を受けた日から当該該当しないこととなった日までの期間

二 法第二十五条の三の二第一項に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に提出企業立地促進計画に定められた企

進計画に定められた企業立地促進区域の変更（連結親法人又はその連結子法人で当該認定を受けたものの当該認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限る。）があった場合 当該連結親法人又はその連結子法人が当該認定を受けた日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

3 法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二 省 略

4 法第二十五条の三の二第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者

5 平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していた者

法第二十五条の三の二第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第二十五条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に連結親法人又はその連結子法人で当該認定を受けたものが福島復興再生特別措置法第十八条の二第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合  
当該連結親法人又はその連結子法人が当該認定を受けた日からその該当しないこととなった日までの期間

二 法第二十五条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の変更について同法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があったことにより計画区域（当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出

業立地促進区域の変更（連結親法人又はその連結子法人で当該認定を受けたものの当該認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限る。）があった場合 当該連結親法人又はその連結子法人が当該認定を受けた日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

3 法第二十五条の三の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において法第二十五条の三の二第一項に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二 同 上

等推進事業促進区域をいう。以下この号において同じ。）の変更（連結親法人又はその連結子法人で当該認定を受けたものの当該認定に係る区域が計画区域に該当しないこととなるものに限る。）があつた場合、当該連結親法人又はその連結子法人が当該認定を受けた日から当該提出のあつた日までの期間

6| 法第二十五条の三の二第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める雇用者は、次に掲げる者とする。

一| 法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する避難対象雇用者等

二| 次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）

イ| 平成二十三年三月十一日において福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域（ロにおいて「福島国際研究産業都市区域」という。）の区域内に所在する事業所に勤務していた者

ロ| 平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していた者

三| 法第二十五条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人の福島復興再生特別措置法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に従つて行う同法第八十四条第一項に規定する新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者として財務省令で定める者（前二号に掲げる者を除く。）

7| 法第二十五条の三の二第五項において準用する法第二十五条の第二十三項第二号及び第五号に規定する政令で定める金額は、法第二十五条の三の二第一項の規定により適用年度（同項に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の連結所得に対する同条第一項に規定する調整前連結税額から控除された金額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額とする。

一| 次に掲げる連結法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ| 法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人、同号の第三欄に掲げる雇用者に対して支給する同項に規定する給与等（以下この号において「給与等」という。）の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計

4| 法第二十五条の三の二第四項において準用する法第二十五条の第二十三項第二号及び第五号に規定する政令で定める金額は、法第二十五条の三の二第一項の規定により適用年度（同項に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の連結所得に対する同条第一項に規定する調整前連結税額から控除された金額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額とする。

一| 法第二十五条の三の二第一項に規定する認定を受けた連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する避難対象雇用者等に対して支給する同項の給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの

算上損金の額に算入されるもの（同項の規定の適用に係るものに限る。）の百分の二十に相当する金額

ロ 法第二十五条の三の二第一項の表の第二号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人 同号の第三欄に掲げる雇用者に対して支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（同項の規定の適用に係るものに限る。）の百分の十に相当する金額

ハ 法第二十五条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人 同号の第三欄に掲げる雇用者に対して支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（同項の規定の適用に係るものに限る。）の百分の十五に相当する金額

二 省 略

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第二十二条の四 法第二十五条の四第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の八の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の四十八（第二項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む。）」と、「（同項」とあるのは「（震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の十五の八第一項」と、同条第三項中「同項各号に掲げる規定」とあるのは「同項各号に掲げる規定（震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む。）」と、「が同項後段」とあるのは「が法第六十八条の十五の八第一項後段」と、「含む。」

二 同 上

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第二十二条の四 法第二十五条の四第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の八の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の四十八（第二項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む。）」と、「が同項後段」とあるのは「が法第六十八条の十五の八第一項後段」と、「含む。」

とあるのは「含む。」及び震災特例法第二十五条の第二十三項（第二号及び第五号に係る部分に限るものとし、震災特例法第二十五条の第二第八項、第二十五条の二の三第八項、第二十五条の三第五項、第二十五条の三の二第五項又は第二十五条の三の三第四項において準用する場合を含む。）と、同項第三号中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定、震災特例法第二十五条の第二項若しくは第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の三第二項若しくは第三項の規定又は震災特例法第二十五条の二の三第三項若しくは第三項の規定」と、「定める金額は、当該」とあるのは「定める金額、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下この項において「震災特例法施行令」という。）第二十二條の二第四項各号に定める金額、震災特例法施行令第二十二條の二の三第四項各号に定める金額は、それぞれこれらの」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、同号ロ中「当該規定」とあるのは「それぞれこれらに次に掲げる」と、同号ロ(1)中「第三十九條の四十三第五項第一号」とあるのは「第三十九條の四十三第五項第一号又は震災特例法施行令第二十二條の二第四項第一号、第二十二條の二の二第七項第一号若しくは第二十二條の二の三第四項第一号」と、「第六十八條の十三第一項」とあるのは「第六十八條の十三第一項又は震災特例法第二十五条の第二項、第二十五条の二の二第二項若しくは第二十五条の二の三第二項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同号ロ(2)中「第三十九條の四十三第五項第二号」とあるのは「第三十九條の四十三第五項第二号又は震災特例法施行令第二十二條の二第四項第二号、第二十二條の二の二第七項第二号若しくは第二十二條の二の三第四項第二号」と、「第六十八條の十三第二項」とあるのは「第六十八條の十三第二項又は震災特例法第二十五条の第二第三項、第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の三第三項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項第十一号中「又は第十四号に掲げる規定」とあるのは「若しくは第十四号に掲げる規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定又は震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、「定める金額」とあるのは「定める金額又は震災特例法施行令第二十二條の三第二項、第二十二條の三の二第七項若しくは

とあるのは「含む。」及び震災特例法第二十五条の第二十三項（第二号及び第五号に係る部分に限るものとし、震災特例法第二十五条の二の二第八項、第二十五条の二の三第八項、第二十五条の三第五項、第二十五条の三の二第四項又は第二十五条の三の三第四項において準用する場合を含む。）と、同項第四号中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定、震災特例法第二十五条の第二項若しくは第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の三第二項若しくは第三項の規定又は震災特例法第二十五条の二の三第三項若しくは第三項の規定」と、「定める金額は、当該」とあるのは「定める金額、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下この項において「震災特例法施行令」という。）第二十二條の二第四項各号に定める金額、震災特例法施行令第二十二條の二の三第四項各号に定める金額は、それぞれこれらの」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、同号ロ中「当該規定」とあるのは「それぞれこれらに次に掲げる」と、同号ロ(1)中「第三十九條の四十三第五項第一号」とあるのは「第三十九條の四十三第五項第一号又は震災特例法施行令第二十二條の二第四項第一号、第二十二條の二の二第四項第一号若しくは第二十二條の二の三第四項第一号」と、「第六十八條の十三第一項」とあるのは「第六十八條の十三第一項又は震災特例法第二十五条の第二項、第二十五条の二の二第二項若しくは第二十五条の二の三第二項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同号ロ(2)中「第三十九條の四十三第五項第二号」とあるのは「第三十九條の四十三第五項第二号又は震災特例法施行令第二十二條の二第四項第二号、第二十二條の二の二第七項第二号若しくは第二十二條の二の三第四項第二号」と、「第六十八條の十三第二項」とあるのは「第六十八條の十三第二項又は震災特例法第二十五条の第二第三項、第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の三第三項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項第十二号中「又は第十六号に掲げる規定」とあるのは「若しくは第十六号に掲げる規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定又は震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、「第三十九條の四十六の二第二十七項」とあるのは「第三十九條の四十六の二第二十七項又は震災特例法施行令第二



は第二十二條の三の三第四項の規定により計算した金額」と、同号ロ中「当該規定」とあるのは「それぞれこれらの規定」と、「定める金額」とあるのは「定める金額又は震災特例法施行令第二十二條の三第二項、第二十二條の三の二第七項若しくは第二十二條の三の三第四項の規定により計算した金額」と、「当該各号」とあるのは「当該各号又は震災特例法施行令第二十二條の三第二項、第二十二條の三の二第七項若しくは第二十二條の三の三第四項」と、同条第四項中「又は第六十八條の十五の五第四項」とあるのは「若しくは第六十八條の十五の五第四項又は震災特例法第二十五條の二第四項、第二十五條の二の二第四項若しくは第二十五條の二の三第四項」とする。

2 法第二十五條の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第六十八條の十五の八の規定の適用がある場合における法第二十五條の二第十二項から第十四項まで（これらの規定を法第二十五條の二の二第八項、第二十五條の二の三第八項、第二十五條の三第五項、第二十五條の三の二第五項又は第二十五條の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、法第二十五條の二第十二項中「規定を」とあるのは「規定（第二十五條の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第六十八條の十五の八第一項の規定を含む。）を」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第十四項中「同法」とあるのは「同法」とあるのは「おいて、法人税法」とあるのは「おいて、同法」とする。

（新産業創出等推進事業促進区域における連結法人の開発研究用資産の特  
別償却等）

第二十三條 法第二十六條第一項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五條第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この条において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）に定められた同法第八十四條第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この条において「計画区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生特別措置法第八十四條第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この条において「変更の提出」という。）があったことによ

十二條の三第二項、第二十二條の三の二第四項若しくは第二十二條の三の三第四項」と、同号ロ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、「第三十九條の四十六の二第二十七項」とあるのは「第三十九條の四十六の二第二十七項又は震災特例法施行令第二十二條の三第二項、第二十二條の三の二第四項若しくは第二十二條の三の三第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、同条第四項中「又は第六十八條の十五の五第四項」とあるのは「若しくは第六十八條の十五の五第四項又は震災特例法第二十五條の二第四項第三号、第二十五條の二の二第四項若しくは第二十五條の二の三第四項」とする。

2 法第二十五條の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第六十八條の十五の八の規定の適用がある場合における法第二十五條の二第十二項から第十四項まで（これらの規定を法第二十五條の二の二第八項、第二十五條の二の三第八項、第二十五條の三第五項、第二十五條の三の二第四項又は第二十五條の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、法第二十五條の二第十二項中「規定を」とあるのは「規定（第二十五條の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第六十八條の十五の八第一項の規定を含む。）を」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第十四項中「同法」とあるのは「同法」とあるのは「おいて、法人税法」とあるのは「おいて、同法」とする。

り新たに計画区域に該当することとなった区域（次号に掲げる区域を除く。）  
（当該変更の提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間）

二 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があつたことにより計画区域に該当しないこととなった区域（以下この号において「除外区域」という。）  
当該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定による提出のあつた日（当該除外区域が他の変更の提出があつたことにより新たに計画区域に該当することとなった区域である場合には、当該他の変更の提出のあつた日）から当該変更の提出のあつた日までの期間

（連結法人の被災代替資産等の特別償却）

第二十三条の二 法第二十六条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 三 省 略

四 船舶 当該連結親法人又はその連結子法人が有する第十八条の二第四号に規定する船舶（以下この号において「船舶」という。）で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災船舶」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される船舶（当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

（連結法人の被災代替資産等の特別償却）

第二十三条の二 法第二十六条第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 三 同 上

四 船舶 当該連結親法人又はその連結子法人が有する第十八条第四号に規定する船舶（以下この号において「船舶」という。）で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災船舶」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される船舶（当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

五 車両及び運搬具 当該連結親法人又はその連結子法人が有する第十八条第五号に規定する車両及び運搬具（以下この号において「車両及び運搬具」という。）で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災車両運搬具」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される車両及び運搬具（当該被災車両運搬具に比して著しく高額なものその他当該被災車両運搬具に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第二十三条の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係に

（連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第二十三条の四 法第二十六条の五第一項に規定する政令で定める規定は、

次に掲げる規定とする。

一 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第一百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第一項の規定

二 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第一項の規定

2 | 法第二十六条の五第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の四十の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の六十九第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる規定」と、同項第九号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第一項各号に掲げる規定」とする。

（連結法人の特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第二十三条の六 法第二十六条の七第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

ある連結子法人が、その取得し、又は新築した賃貸住宅につき法第二十六条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、当該賃貸住宅につき同項の規定の適用を受ける各連結事業年度の連結確定申告書等（連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したものと及び連結確定申告書をいう。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第二十三条の四 法第二十六条の五第一項に規定する政令で定める規定は、

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第一百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第一項の規定とする。

2 | 法第二十六条の五第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の四十の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の六十九第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この号及び第九号において「震災特例法」という。）第二十六条の二第一項若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この号及び第九号において「平成二十九年改正法」という。）附則第一百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十五条の規定による改正前の震災特例法第二十六条の二第一項の規定」と、同項第九号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は震災特例法第十八条の二第一項若しくは平成二十九年改正法附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十五条の規定による改正前の震災特例法第十八条の二第一項の規定」とする。

（連結法人の特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第二十三条の六 同 上

一 同 上

二 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第一百四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二の規定

三 前二号に掲げる規定に係る法第二十六条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第六十八条の四十一の規定

2 法第二十六条の七第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の四十二の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の七十一第二項の規定の適用については、同項中「法第六十八条の四十二第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十六条の七第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の四十二第一項第二号」と、「掲げる規定を」とあるのは「掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の六第一項第一号及び第二号に掲げる規定を」と、「法第六十八条の四十一」とあるのは「震災特例法第二十六条の六第一項の規定によりみなして適用する法第六十八条の四十一」と、「法第六十八条の四十二第一項の」とあるのは「震災特例法第二十六条の七第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の四十二第一項の」とする。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第二十四条

法第二十七条第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。第十二項において同じ。）としての取得とし、同条第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の取得をした日を含む連結事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得をした日から一年以内に当該買換資産を当

二 前号に掲げる規定に係る法第二十六条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第六十八条の四十一の規定

2 法第二十六条の七第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の四十二の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の七十一第二項の規定の適用については、同項中「法第六十八条の四十二第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十六条の七第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の四十二第一項第二号」と、「掲げる規定を」とあるのは「掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の六第一項第一号に掲げる規定を」と、「法第六十八条の四十一」とあるのは「震災特例法第二十六条の六第一項の規定によりみなして適用する法第六十八条の四十一」と、「法第六十八条の四十二第一項の」とあるのは「震災特例法第二十六条の七第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の四十二第一項の」とする。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第二十四条

法第二十七条第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。第十二項において同じ。）としての取得とする。

2 法第二十七条第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の取得をした日を含む連結事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得をした日から一年以内に当該買換資産を当該適格合併等により移転を受ける法第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第一号の下欄の口又は第二号の下欄に掲

該適格合併等により移転を受ける法第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第一号の下欄のロ又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときとする。

2| 法第二十七条第一項の表の第一号の下欄のイに規定する政令で定める区域は、東日本大震災復興特別区域法施行令第二条各号に掲げる区域とする。

3 | 41 省 略

（連結親法人の電子情報処理組織による申告の特例）

第二十五条の二 法第三十一条に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第一百条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二の規定

二 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第一百四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二の規定

（法人課税信託の受託者に関する通則）

第二十六条 法人税法第四条の七に規定する受託法人に対する法の規定の適用については、法第十八条の二第一項中「割合（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）」とあり、及び法第二十六条の二第一項中「割合（当該連結親法人又はその連結子法人が、租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人又は連結親法人である同法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）」とあるのは、「割合」とする。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の対象となる住宅用の家屋の要件等）

ける被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときとする。

3 | 41 同 上

（連結親法人の電子情報処理組織による申告の特例）

第二十五条の二 法第三十条の二に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第一百条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二の規定とする。

（法人課税信託の受託者に関する通則）

第二十六条 法人税法第四条の七に規定する受託法人に対する法の規定の適用については、法第十八条第一項中「割合（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者又は同法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）」とあり、及び法第二十六条第一項中「割合（当該連結親法人又はその連結子法人が、租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）」とあるのは、「割合」とする。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の対象となる住宅用の家屋の要件等）

第二十九条の二 法第三十八条の二第二項第一号ハに規定する政令で定める規模は、五十平方メートルとする。

2| 法第三十八条の二第二項第二号に規定する住宅用の家屋で政令で定めるものは、被災受贈者（同項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下この条において同じ。）がその居住の用に供する次に掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で相続税法の施行地にあるものとし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

一 一棟の家屋で床面積が四十平方メートル以上であるもの  
二 一棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が四十平方メートル以上であるもの

3| 省 略

4| 法第三十八条の二第二項第三号に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、被災受贈者がその居住の用に供する家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で相続税法の施行地にあるものうち、次に掲げる要件の全てに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの又は確認を受けたもので建築後使用されたことのあるものとし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

一 当該家屋が第二項各号のいずれかに該当するものであること。  
二 省 略

5| 法第三十八条の二第二項第四号に規定する政令で定める工事は、次に掲げる工事で相続税法の施行地で行われるもののうち、当該工事に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 四 省 略

五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等（法第三十八条の二第二項第六号イに規定する高齢者等をいう。第八項

第二十九条の二

法第三十八条の二第二項第二号に規定する住宅用の家屋で政令で定めるものは、被災受贈者（同項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下この条において同じ。）がその居住の用に供する次に掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で相続税法の施行地にあるものとし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

一 一棟の家屋で床面積が五十平方メートル以上であるもの  
二 一棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が五十平方メートル以上であるもの

2| 同 上

3| 法第三十八条の二第二項第三号に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、被災受贈者がその居住の用に供する家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で相続税法の施行地にあるものうち、次に掲げる要件の全てに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもので建築後使用されたことのあるものとし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

一 当該家屋が第一項各号のいずれかに該当するものであること。  
二 同 上

4| 同 上

一 四 同 上

五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等（法第三十八条の二第二項第六号イに規定する高齢者等をいう。第七項

において同じ。)が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

六・七 省 略

八 家屋について行う第八項に規定する基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

6| 法第三十八条の二第二項第四号ハに規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 省 略

二 法第三十八条の二第二項第四号に規定する工事をした家屋が、その者の居住の用に供される次に掲げる家屋(その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。)のいずれかに該当するものであること。

イ 一棟の家屋で床面積が四十平方メートル以上であるもの

ロ 前項第二号の家屋につきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が四十平方メートル以上であるもの

省 略

9| 8| 7|

法第三十八条の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、被災受贈者とその居住の用に供する家屋(その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。)で相続税法の施行地にあるものうち、第二項各号のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの又は確認を受けたもので建築後使用されたことのあるもの(同条第二項第三号に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。)とし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

14| 13| 12| 11| 10|

省 省 省 省 省  
略 略 略 略 略

において同じ。)が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

六・七 同 上

八 家屋について行う第七項に規定する基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

5| 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 一棟の家屋で床面積が五十平方メートル以上であるもの

ロ 前項第二号の家屋につきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が五十平方メートル以上であるもの

同 上

8| 7| 6|

法第三十八条の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、被災受贈者とその居住の用に供する家屋(その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。)で相続税法の施行地にあるものうち、第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもので建築後使用されたことのあるもの(同条第二項第三号に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。)とし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

13| 12| 11| 10| 9|

同 同 同 同 同  
上 上 上 上 上

15) 国土交通大臣は、第三項の規定により基準を定め、第五項第三号の規定により居室、調理室、浴室、便所その他の室を定め、同項第四号の規定により基準を定め、同項第五号若しくは第六号の規定により修繕若しくは模様替を定め、同項第七号の規定により保証保険契約を定め、又は第八項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

(農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例)

第二十九条の二の二 法第三十八条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第四十条の六及び第四十条の七の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 租税特別措置法施行令第四十条の六第二十項中「同項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積等促進計画(以下この項及び第二十七項において「農用地利用集積等促進計画」という。)」と、「同条第八項に規定する農用地利用集積等促進計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画に」と、「同条第二十四項第一号ロ中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される法」と、同条第二十七項中「同項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第二十八項中「(第八項)」とあるのは「(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される第八項)」と、「及び第八項」とあるのは「及び同号の規定により読み替えて適用される第八項」と、「もの及び」であるのは「もの及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される」とする。

二 租税特別措置法施行令第四十条の七第二十項中「同項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係

14) 国土交通大臣は、第二項の規定により基準を定め、第四項第三号の規定により居室、調理室、浴室、便所その他の室を定め、同項第四号の規定により基準を定め、同項第五号若しくは第六号の規定により修繕若しくは模様替を定め、同項第七号の規定により保証保険契約を定め、又は第七項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。



法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される法律第七十条の六第十項に規定する農用地利用集積等促進計画（以下この項及び第二十七項において「農用地利用集積等促進計画」という。）と、「当該農用地利用集積計画」とあるのは「当該農用地利用集積等促進計画」と、同条第二十一項第一号及び第二十四項第一号口中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される法」と、同条第二十七項中「同項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第二十八項中「（第十項）」とあるのは「（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される第十項）」と、「及び第十項」とあるのは「一及び同号の規定により読み替えて適用される第十項」と、「もの及び」とあるのは「もの及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される」とする。

（避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例）

第二十九条の二の三 法第三十八条の二の三第一項に規定する政令で定める市町村は、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村とする。

2 法第三十八条の二の三第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 福島復興再生特別措置法第三十四条第三項に規定する帰還・移住等環境整備交付金の交付を受けて行われる事業

二 省 略

3 法第三十八条の二の三第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する受贈者又は当該承認を受けた同項に規定する受贈者に対する租税特別措置法施行令第四十条の六及び第四十条の七の規定の適用については、同令第四十条の六第二十九項中「同項の」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の

（避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例）

第二十九条の二の二 法第三十八条の二の二第一項に規定する政令で定める市町村は、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村とする。

2 法第三十八条の二の二第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 福島復興再生特別措置法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われる事業

二 同 上

3 法第三十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する受贈者又は当該承認を受けた同項に規定する受贈者に対する租税特別措置法施行令第四十条の六及び第四十条の七の規定の適用については、同令第四十条の六第二十九項中「同項の」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の

二の三第一項の」と、同条第三十一項中「譲渡等があつた日から一年」とあるのは「農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」と、「同号の」とあるのは「同項第二号の」と、同令第四十条の七第三十一項中「一年以内に行われた」とあるのは「に行われた」と、「同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の三第一項の規定により読み替えて適用される法第七十条の四第十五項」とする。

4 法第三十八条の二の三第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の六第十九項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する農業相続人又は当該承認を受けた同項に規定する農業相続人に対する租税特別措置法施行令第四十条の七の規定の適用については、同条第二十九項中「同項の」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の三第二項の」と、同条第三十二項中「と、」とあるのは「と、譲渡等があつた日から一年」とあるのは「特例農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」と、「同号の」とあるのは「同項第二号の」と、とする。

（農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例）

第三十一条の二の二 法第四十条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第四十二条の四の規定の適用については、同条第三項中「農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の十八第一項」と、「同項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」とする。

（帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減）

第三十一条の三 法第四十条の四に規定する政令で定める帰還・移住等環境整備推進法人は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二

二の二第一項の」と、同条第三十一項中「譲渡等があつた日から一年」とあるのは「農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」と、「同号の」とあるのは「同項第二号の」と、同令第四十条の七第三十一項中「一年以内に行われた」とあるのは「に行われた」と、「同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法第七十条の四第十五項」とする。

4 法第三十八条の二の二第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の六第十九項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する農業相続人又は当該承認を受けた同項に規定する農業相続人に対する租税特別措置法施行令第四十条の七の規定の適用については、同条第二十九項中「同項の」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第二項の」と、同条第三十二項中「と、」とあるのは「と、譲渡等があつた日から一年」とあるのは「特例農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」と、「同号の」とあるのは「同項第二号の」と、とする。

（帰還環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減）

第三十一条の三 法第四十条の四に規定する政令で定める帰還環境整備推進法人は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以

分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

(東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした漁船に係る所有権の保存登記等の免税)

**第三十二条** 法第四十一条第一項に規定する被災者は、東日本大震災によりその所有する漁船に被害を受けたことにつき、当該漁船の漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するものその他の財務省令で定める書類(次項において「被災証明書類」という。)の交付を受けた者(次項第三号又は第四号に規定する分割により被害を受けた漁船に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。)とする。

**2** 法第四十一条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 省 略

二 東日本大震災の被災者が個人であつて被災証明書類の交付を受ける前に死亡した場合 当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人であつて東日本大震災により当該被災者の所有する漁船に被害を受けたことにつき、被災証明書類の交付を受けたもの

三 東日本大震災の被災者が法人であつて被災証明書類の交付を受けた後に合併により消滅した場合又は分割により東日本大震災により被害を受けた漁船に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合 当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人

四 東日本大震災の被災者が法人であつて被災証明書類の交付を受ける前に合併により消滅した場合又は分割により東日本大震災により被害を受けた漁船に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合 当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人であつて東日本大震災により当該被災者の所有する漁船に被害を受けたことにつき、被災証明書類の交付を受けたもの

上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

(東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした船舶又は航空機に係る所有権の保存登記等の免税)

**第三十二条** 法第四十一条第一項に規定する被災者は、東日本大震災によりその所有する船舶に被害を受けたことにつき、当該船舶の船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するものその他の財務省令で定める書類(次項において「被災証明書類」という。)の交付を受けた者(次項第三号又は第四号に規定する分割により被害を受けた船舶に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。)とする。

**2** 同 上

一 同 上

二 東日本大震災の被災者が個人であつて被災証明書類の交付を受ける前に死亡した場合 当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人であつて東日本大震災により当該被災者の所有する船舶に被害を受けたことにつき、被災証明書類の交付を受けたもの

三 東日本大震災の被災者が法人であつて被災証明書類の交付を受けた後に合併により消滅した場合又は分割により東日本大震災により被害を受けた船舶に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合 当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人

四 東日本大震災の被災者が法人であつて被災証明書類の交付を受ける前に合併により消滅した場合又は分割により東日本大震災により被害を受けた船舶に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合 当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人であつて東日本大震災により当該被災者の所有する船舶に被害を受けたことにつき、被災証明書類の交付を受けたもの

3 法第四十一条第一項に規定する政令で定める漁船は、次の各号のいずれかに該当する漁船とする。

一 個人が建造又は取得をした漁船

二 法人が建造又は取得をした漁船で次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 当該漁船の船籍港が東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内である場合 当該漁船

ロ イに掲げる場合以外の場合 東日本大震災により滅失した漁船又は東日本大震災により損壊したため取り壊した漁船に代わるものとして建造又は取得をした漁船であることにつき、財務省令で定めるところにより証明を受けたもの

3 法第四十一条第一項に規定する政令で定める船舶は、次の各号のいずれかに該当する船舶とする。

一 個人が建造又は取得をした船舶

二 法人が建造又は取得をした船舶で次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 当該船舶の船籍港が東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内である場合 当該船舶

ロ イに掲げる場合以外の場合 東日本大震災により滅失した船舶又は東日本大震災により損壊したため取り壊した船舶に代わるものとして建造又は取得をした船舶であることにつき、財務省令で定めるところにより証明を受けたもの

4 第一項及び第二項の規定は、法第四十一条第三項において準用する同条第一項に規定する政令で定める被災者及び同項に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「船舶に」とあるのは「航空機に」と、「当該船舶」とあるのは「当該航空機」と、「船舶原簿に記録されている事項を証明した書面」とあるのは「航空機登録原簿の謄本又は抄本」と、第二項中「船舶」とあるのは「航空機」と読み替えるものとする。

5 法第四十一条第三項に規定する政令で定める航空機は、東日本大震災により滅失した航空機又は東日本大震災により損壊したため取り壊した航空機に代わるものとして建造又は取得をした航空機であることにつき、財務省令で定めるところにより明らかにされたものとする。

(東日本大震災の被災者等が受ける本店等の移転の登記等の免税)

第三十二条の三 法第四十一条の三に規定する政令で定める被災者は、被災建物（同条第一号に掲げる場合における同号イからホまでに掲げる建物又は同条第二号に掲げる場合における同号イからニまでに掲げる建物をいう。以下この項及び次項第二号において「被災建物」という。）を使用していた者であることにつき、当該被災建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けた者（当該証明を受けた者が同条第一号ハの代表取締役その他の政令で定める者、同号ニの株主名簿管理人その他の政令で定める者若しくは同号ホの会計参与又は同条第二号ハ若しくはニの支配人である場合にあつては、これらの者に係る法人又は支配人の登記をしていた商

人（個人に限る。）とする。

2| 法第四十一条の三に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一| 東日本大震災の前項に規定する被災者が個人であつて同項の証明を受けた後に死亡した場合 当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人

二| 東日本大震災の前項に規定する被災者が個人であつて同項の証明を受ける前に死亡した場合 当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人であつて、当該被災者が使用していた建物が被災建物であることにつき当該被災建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けたもの

3| 法第四十一条の三第一号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一| 株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社（次項第六号及び第五項において「外国会社」という。）

二| 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第五項に規定する相互会社（次項第五号において「相互会社」という。）又は同条第十項に規定する外国相互会社（次項第六号において「外国相互会社」という。）

三| 一般社団法人又は一般財団法人

四| 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（次項第八号において「特定目的会社」という。）

五| 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第二条第十二項に規定する投資法人（次項第九号において「投資法人」という。）

4| 法第四十一条の三第一号ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一| 株式会社 代表取締役、代表執行役、会社法第二百二十三条に規定する株主名簿管理人（次項において「株主名簿管理人」という。）又は支配人

二| 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社 取締役、監査役又は支配人

(甚大な被害を受けた酒類の製造場の要件等)  
第三十四条 法第四十三条第二項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 三 合名会社又は合資会社 社員若しくは当該社員の職務を行うべき者又は支配人
- 四 合同会社 合同会社を代表する社員若しくは当該社員の職務を行うべき者又は支配人
- 五 相互会社 代表取締役、代表執行役又は支配人
- 六 外国会社又は外国相互会社 日本における前各号に掲げる法人と同種の法人又は最も類似する法人の種類に従い、当該各号に定める者と同種又は類似の者及び日本における代表者
- 七 一般社団法人又は一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二十一条第一項又は第六十二条第一項に規定する代表理事
- 八 特定目的会社 取締役、監査役、支配人又は資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七号に規定する特定社員名簿管理人(次項において「特定社員名簿管理人」という。)
- 九 投資法人 執行役員又は投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人(次項において「投資主名簿等管理人」という。)
- 5 法第四十一条の三第一号二に規定する政令で定める者は、株主名簿管理人(外国会社にあつては、これと同種又は類似の者)、特定社員名簿管理人又は投資主名簿等管理人とする。  
(株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例)  
第三十二条の四 法第四十一条の四に規定する政令で定める業務は、株式会社商工組合中央金庫が東日本大震災の被災者に対して行う資金の貸付け若しくは手形の割引又は債務の保証若しくは手形の引受けに係る業務として経済産業大臣が定めるものとする。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定により同項に規定する業務を定めるときは、これを告示する。

(甚大な被害を受けた酒類の製造場の要件等)  
第三十四条 法第四十三条の二第二項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 東日本大震災により自己の酒類の製造場において清酒製造設備等（清酒等（法第四十三条第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）に損害が生じ、その損害の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）が当該製造場における清酒製造設備等の価額の十分の五以上であること。

## 二 省 略

2 法第四十三条第二項の確認を受けようとする清酒等の製造者は、平成二十四年三月三十一日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。

## 一 四 省 略

3 国税庁長官は、法第四十三条第二項の確認をしたとき、又は当該確認をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該清酒等の製造者に通知しなければならない。

4 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者につき相続（包括遺贈を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合又は当該清酒等の製造者が事業譲渡（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十九条第一項に規定する事業譲渡をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行った場合において、当該相続又は事業譲渡により清酒等の製造業を承継した相続人（包括受遺者を含み、同条第二項の規定の適用があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は譲受者（同条第二項の規定の適用があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該相続人又は譲受者を当該清酒等の製造者とみなして、法第四十三条の規定を適用する。

5 前項の場合において、当該相続又は事業譲渡に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）又は譲渡者が法第四十三条第二項の確認を受けているときは、当該相続人又は譲受者については、同項の規定は適用しない。

## （被災自動車等に係る自動車重量税の還付の申請等）

## 第三十五条 省 略

2 法第四十五条第一項に規定する東日本大震災を原因として滅失し、解体し、又は自動車の用途を廃止したものと政令で定めるものは、次の各

一 東日本大震災により自己の酒類の製造場において清酒製造設備等（清酒等（法第四十三条の二第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）に損害が生じ、その損害の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）が当該製造場における清酒製造設備等の価額の十分の五以上であること。

## 二 同 上

2 法第四十三条の二第二項の確認を受けようとする清酒等の製造者は、平成二十四年三月三十一日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。

## 一 四 同 上

3 国税庁長官は、法第四十三条の二第二項の確認をしたとき、又は当該確認をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該清酒等の製造者に通知しなければならない。

4 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者につき相続（包括遺贈を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合又は当該清酒等の製造者が事業譲渡（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十九条第一項に規定する事業譲渡をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行った場合において、当該相続又は事業譲渡により清酒等の製造業を承継した相続人（包括受遺者を含み、同条第二項の規定の適用があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は譲受者（同条第二項の規定の適用があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該相続人又は譲受者を当該清酒等の製造者とみなして、法第四十三条の二の規定を適用する。

5 前項の場合において、当該相続又は事業譲渡に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）又は譲渡者が法第四十三条の二第二項の確認を受けているときは、当該相続人又は譲受者については、同項の規定は適用しない。

## （被災自動車等に係る自動車重量税の還付の申請等）

## 第三十五条 同 上

2 同 上

号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める手続がされたものとする。

一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する登録を受けたもの 同法第十五条に規定する永久抹消登録のうち滅失、解体若しくは自動車の用途の廃止を事由とするもの（第七項第五号において「永久抹消登録」という。）又は同法第十六条第二項の規定による届出のうち滅失、解体若しくは自動車の用途の廃止を事由とするもの（同号において「登録自動車の届出」という。）

二 省 略

3 5 7 省 略

（東日本大震災により滅失した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の印紙税の非課税）

第三十八条 法第四十八条第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一 四 省 略

五 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等

六 十 省 略

2 3 省 略

（東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）

第四十一条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める被災者は、東日本大震災によりその所有する漁船に被害を受けたことにつき、当該漁船の漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するものその他の財務省令で定める書類（次項及び第四項において「被災証明書類」という。）の交付を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により被害を受けた漁船に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。）とする。

2 法第五十一条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（東日本大震災の被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人に該当することが同項に規定する契約書

一 道路運送車両法第四条に規定する登録を受けたもの 同法第十五条に規定する永久抹消登録のうち滅失、解体若しくは自動車の用途の廃止を事由とするもの（第七項第五号において「永久抹消登録」という。）又は同法第十六条第二項の規定による届出のうち滅失、解体若しくは自動車の用途の廃止を事由とするもの（同号において「登録自動車の届出」という。）

二 同 上

3 5 7 同 上

（東日本大震災により滅失した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の印紙税の非課税）

第三十八条 同 上

一 四 同 上

五 保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等

六 十 同 上

2 3 同 上

（東日本大震災の被災者が作成する船舶又は航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）

第四十一条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める被災者は、東日本大震災によりその所有する船舶に被害を受けたことにつき、当該船舶の船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するものその他の財務省令で定める書類（次項、第四項及び第七項において「被災証明書類」という。）の交付を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により被害を受けた船舶に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。）とする。

2 同 上



その他の書面により明らかにされているものに限る。）とする。

一 省略

二 東日本大震災の被災者が個人であつて被災証明書類の交付を受ける前に死亡した場合 当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人であつて東日本大震災により当該被災者の所有する漁船に被害を受けたことにつき、被災証明書類の交付を受けたもの

三 東日本大震災の被災者が法人であつて被災証明書類の交付を受けた後に合併により消滅した場合又は分割により東日本大震災により被害を受けた漁船に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合 当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人

四 東日本大震災の被災者が法人であつて被災証明書類の交付を受ける前に合併により消滅した場合又は分割により東日本大震災により被害を受けた漁船に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合 当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人であつて東日本大震災により当該被災者の所有する漁船に被害を受けたことにつき、被災証明書類の交付を受けたもの

3 法第五十一条第一項に規定する政令で定める漁船は、次の各号のいずれかに該当する漁船とする。

一 法第五十一条第一項に規定する被災者（次号において「被災者」という。）である個人が取得又は建造をする漁船

二 被災者である法人が取得又は建造をする漁船で、東日本大震災により滅失した漁船又は東日本大震災により損壊したため取り壊した漁船（以下この号において「滅失等漁船」という。）に代わるものとして取得又は建造をする漁船（当該滅失等漁船に代わるものであることが法第五十一条第一項に規定する契約書その他の書面により明らかにされているものに限る。）

4 省略

一 同上

二 東日本大震災の被災者が個人であつて被災証明書類の交付を受ける前に死亡した場合 当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人であつて東日本大震災により当該被災者の所有する船舶に被害を受けたことにつき、被災証明書類の交付を受けたもの

三 東日本大震災の被災者が法人であつて被災証明書類の交付を受けた後に合併により消滅した場合又は分割により東日本大震災により被害を受けた船舶に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合 当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人

四 東日本大震災の被災者が法人であつて被災証明書類の交付を受ける前に合併により消滅した場合又は分割により東日本大震災により被害を受けた船舶に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合 当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人であつて東日本大震災により当該被災者の所有する船舶に被害を受けたことにつき、被災証明書類の交付を受けたもの

3 法第五十一条第一項に規定する政令で定める船舶は、次の各号のいずれかに該当する船舶とする。

一 法第五十一条第一項に規定する被災者（次号において「被災者」という。）である個人が取得又は建造をする船舶

二 被災者である法人が取得又は建造をする船舶で、東日本大震災により滅失した船舶又は東日本大震災により損壊したため取り壊した船舶（以下この号において「滅失等船舶」という。）に代わるものとして取得又は建造をする船舶（当該滅失等船舶に代わるものであることが法第五十一条第一項に規定する契約書その他の書面により明らかにされているものに限る。）

4 同上

5 第一項及び第二項の規定は、法第五十一条第二項において準用する同条

第一項に規定する政令で定める被災者及び同項に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「船舶に」とあるのは「航空機に」と、「当該船舶」とあるのは「当該航空機」と、「船舶原簿に記録されている事項を証明した書面」とあるのは「航空機登録原簿の謄本又は抄本」と、第二項中「船舶」とあるのは「航空機」と読み替えるもの

## 附則

### (施行期日)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十九条の二第八項の改正規定（「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える部分に限る。）及び同条第三項の改正規定（「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える部分に限る。）並びに附則第十四条第一項の規定 令和四年一月一日

二 第十二条の二第四項第一号の改正規定（「第十条の五の四の二第三項」を「第十条の五の五第三項、第十条の五の六第七項から第九項まで」に改める部分に限る。）及び同条第八項の改正規定（「並びに第十条の五の四の二第三項」を「、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第七項から第九項まで」に改める部分に限る。） 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の施行の日

(企業立地促進区域等において機械等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二条 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）

以下「復興庁設置法等改正法」という。）附則第十三条第一項の規定の適用がある場合における改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新令」という。）第十二条の二

とする。

6 法第五十一条第二項に規定する政令で定める航空機は、東日本大震災により滅失した航空機又は東日本大震災により損壊したため取り壊した航空機（以下この項において「滅失等航空機」という。）に代わるものとして取得又は建造をする航空機（当該滅失等航空機に代わるものであることが同条第二項において準用する同条第一項に規定する契約書その他の書面により明らかにされているものに限る。）とする。

7 法第五十一条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する契約書に、被災証明書類を添付しなければならない。

の二第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定により福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十八条第四項の規定により提出された同条第一項に規定する企業立地促進計画とみなされたもの（以下「みなし企業立地促進計画」という。）の同条第四項の規定による提出のあつた日は、復興庁設置法等改正法第三条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（以下「旧福島特措法」という。）第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあつた日とする。

二 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧福島特措法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この号において「変更の提出」という。）があつた場合における当該変更についての福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日は、当該変更の提出のあつた日とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条 新令第十二条の三第一項の規定は、個人の令和三年以後の所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下「改正法」という。）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）第十条の三第一項に規定する適用年の年分の所得税について適用し、個人の令和二年以前の改正法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の三第一項に規定する適用年の年分の所得税については、なお従前の例による。

（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四条 復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合における新令第十二条の三の二第三項及び第四項の規定の適用については、施行日前に旧福島特措法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による

提出（以下この項において「変更の提出」という。）があつた場合における当該変更についての福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日は、当該変更の提出のあつた日とする。

2| 復興庁設置法等改正法附則第十三条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により福島復興再生特別措置法第二十条第三項の認定を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画とみなされたものについての新令第十二条の三の二第四項各号に規定する認定を受けた日は、旧福島特措法第二十条第三項の認定を受けた日とする。

（個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第五条 改正法附則第九十条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十一条の二の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第十三条の二の規定は、なおその効力を有する。

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六条 復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合における新令第十七条の二の二第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 みなし企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による提出のあつた日は、旧福島特措法第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあつた日とする。
- 二 施行日前に旧福島特措法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この号において「変更の提出」という。）があつた場合における当該変更についての福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日は、当該変更の提出のあつた日とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特  
別控除に関する経過措置）

**第七条** 新令第十七条の三第一項の規定は、法人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）の施行日以後に終了する新法第十七条の三第一項に規定する適用年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した旧法第十七条の三第一項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第八条** 復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合における新令第十七条の三の二第一項及び第二項の規定の適用については、施行日前に旧福島特措法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の提出」という。）があつた場合における当該変更についての福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日は、当該変更の提出のあつた日とする。

**2** 復興庁設置法等改正法附則第十三条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により福島復興再生特別措置法第二十条第三項の認定を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画とみなされたものについての新令第十七条の三の二第二項各号に規定する認定を受けた日は、旧福島特措法第二十条第三項の認定を受けた日とする。

（法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

**第九条** 改正法附則第二百二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十八条の二の規定に基づく旧令第十八条の二の規定は、なおその効力を有する。

（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第十条** 復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合における新令第二十二条の二の二第一項の規定の適用については、附則第六条各号に定めるところによる。

（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十一條 新令第二十二條の三第一項の規定は、新法第二條第三項第七号に規定する連結親法人（以下この条において「連結親法人」という。）又は当該連結親法人による同項第十三号に規定する連結完全支配関係（以下この条において「連結完全支配関係」という。）にある同項第三十三号に規定する連結子法人（以下この条において「連結子法人」という。）の施行日以後に終了する新法第二十五條の三第一項に規定する適用年度（次項において「適用年度」という。）分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した旧法第二十五條の三第一項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 | 改正法附則第一百十條第二項の規定によりみなして適用する新法第二十五條の三の規定の適用がある場合における新令第二十二條の三第二項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 改正法附則第一百十條第二項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する旧被災雇用者等（以下この号において「旧被災雇用者等」という。）に対して支給する同項に規定する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得（新法第二條第三項第三十四号に規定する連結所得をいう。）の金額の計算上損金の額に算入されるもの（改正法附則第一百十條第二項の規定によりみなして適用する新法第二十五條の三第一項の規定の適用に係るもので平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該連結親法人又はその連結子法人が当該指定をした改正法附則第一百十條第二項に規定する旧認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域（復興庁設置法等改正法第二條の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第二條第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する改正法附則第一百十條第二項に規定する旧産業集積事業所に勤務する旧被災雇用者等に対して支給するもの（次号において「特定給与等の額」という。）

（に限る。）の百分の七に相当する金額

- 二 この項の規定を適用しないものとした場合における新令第二十二條の三第二項第一号に掲げる金額のうち特定給与等の額以外の金額の百分の十に相当する金額

（連結法人が企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

- 第十二条 復興庁設置法等改正法附則第十三條第一項の規定がある場合における新令第二十二條の三の二第一項及び第二項の規定の適用については、施行日前に旧福島特措法第十八條第二項第二号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の提出」という。）があつた場合における当該変更についての福島復興再生特別措置法第十八條第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日は、当該変更の提出のあつた日とする。

- 2 復興庁設置法等改正法附則第十三條第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により福島復興再生特別措置法第二十條第三項の認定を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画とみなされたものについての新令第二十二條の三の二第二項各号に規定する認定を受けた日は、旧福島特措法第二十條第三項の認定を受けた日とする。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

- 第十三条 改正法附則第十四條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十六條の二の規定に基づく旧令第二十三條の二の規定は、なおその効力を有する。

（相続税又は贈与税の特例に関する経過措置）

- 第十四条 新令第二十九條の二第四項及び第九項の規定は、令和四年一月一日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八條の二第一項の規定の適用に係る同条第十四項の申告書を提出する場合について適用し、同日前に同条第一項の規定の適用に係る同条第十四項の申告書を提出した場合には、なお従前の例による。

- 2 この政令の施行の際現に旧福島特措法第三十四條第三項に規定する帰還

環境整備交付金の交付を受けて行われている事業は、新令第二十九条の二の第三項第一号に掲げる事業とみなして、同項の規定を適用する。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

附 則

20 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第四十五条第一項又は第二項の規定による還付金は、法第二条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする。

附 則

20 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)以下この項において「震災特例法」という。)第十五条第四項において準用する法人税法第八十条第六項、震災特例法第十六条第二項、震災特例法第二十三条第四項において準用する法人税法第八十条第六項、震災特例法第二十四条第二項又は震災特例法第四十五条第一項若しくは第二項の規定による還付金は、法第二条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする。